

公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）案に関する意見募集手続（パブリック・コメント）の結果について（平成20年4月28日） 内閣府公益認定等委員会事務局

1 意見募集対象

公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）案

- (1) 公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）
- (2) 整備法第119条に規定する公益目的支出計画等について（一般社団法人・一般財団法人への移行関係）
- (3) 参考（公益目的事業のチェックポイントについて）

2 意見募集期間

平成20年3月1日（土）から平成20年3月30日（日）まで

3 意見等提出者数

- 1-(1)関係：144
- 1-(2)関係：38
- 1-(3)関係：132

4 提出された意見等の内容

御意見として比較的多かったのは、ガイドライン案の表現ぶりに不十分なところがあり、内容を明らかにしてほしいというものでした。

5 提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方は、別添1から別添3のとおりです。なお、取りまとめの都合上、趣旨が類似のものは集約させていただいています。また、これら以外にも、ガイドライン案への意見ではないものもありましたが、今後の業務運営の参考とさせていただきます。貴重な御意見等を提出いただき、ありがとうございました。

6 その他

公益認定等ガイドラインは、委員会の審議を経て、平成20年4月11日に決定されました。

別添1 「公益認定法第5条等について」に関する意見

別添2 「整備法第119条に規定する公益目的支出計画等について」に関する意見

別添3 「参考（公益目的事業のチェックポイントについて）」に関する意見

別添4 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（編注：省略）

※ なお、2月に当委員会が行った質問募集で寄せられた御質問については、すでにその回答を当委員会のホームページにFAQの形で掲載しているところですが、今回のパブリック・コメントにおいて、類似の御質問（御意見）が含まれていました。これらの御意見等については、FAQを引用の上、御参照いただくこととしたものもあります。

別添1「公益認定法第5条等について」に関する意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	I-1	定款に「根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありうる。」とは、いかなる状態を意味するのか。法人が実施するすべての公益目的事業が網羅的に明記されていないとはいけないという意味か。「その他、目的を達成するために必要な事業」という定め方ではないのか。	民法34条 法人 その他	法人の公益目的事業を網羅的に定款の事業又は目的に定める必要はありませんが、各事業との対応関係がわかる程度に具体的に事業又は目的が定まっている必要があります。個別の公益目的事業の定款上の根拠を、「その他、目的を達成するために必要な事業」とするのは、対応関係が明確ではなく、不適切と考えます。
2	I-1	「認定法第5条第8号の公益目的事業比率の見込みが50%以上であれば本号は満たすものと判断する」では、第1号の認定基準が無意味になる。費用の面だけでなく、公益目的事業が日数、労力などの点でどれだけ割合で実施されるのかを「主たる」どうかの判断の要素に加えてはどうか。	その他	「公益目的事業比率の見込みが50%以上であれば満たす」と判断するのは申請時であり、認定後において公益目的事業の実施が主たる目的となっていない実態があれば、第5条第1号との関係が当然問題となります。なお、事業への従事日数等の割合は、通常は公益目的事業比率の算定の基礎となる費用に反映されるものと考えます。
3	I-2	認定法第5条第2号関係について、追加的に求められる今後の財務の見通しについて、どのような説明を求められるのか基準を示していただきたい。	民法34条 法人	例えば純資産額が300万円未満の財団法人については、資産の増加見通しを追加的に説明してもらうなど、法人の実情により必要に応じて説明を求めるという意味であり、全ての法人に求めるわけではありません。このため基準化することは考えていません。
4	I-2	経理処理・財産管理の適正性について、「役員が適切に関与すること」とは、何をもちて説明すればいいのか。公益認定等委員会での事務局説明では、「形式的な内部規定の整備というよりは法人の理事や監事がきちんと財産管理、運用について関与する体制ができていくことを確認する」とあるが、具体的に何をもちて説明すればいいのか。	民法34条 法人	理事、監事が財産の管理、運用について適切に関与する体制となっていることを求めるものですが、申請時に財産の管理、運用体制を証する資料を一律に求めることは予定していません。その趣旨を明確化するためにガイドライン（案）に所要の修正を行います。
5	I-2	財政基盤の明確化について貸借対照表、収支（損益）予算書等により、財務状態を確認し、必要に応じて今	民法34条 法人	収支（損益）予算書の様式は正味財産増減計算書の様式に準じます。

		後の財務の見通しについて追加的に説明を求める、となっている。そこで新たに、収支（損益）予算書の様式は示されるものなのかお伺いしたい。		
6	I-2	費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の法人については営利又は非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者等が監事を務めることが確認されれば、適切に情報開示が行われるものとして取り扱うとなっている。必ず5年従事した者でなければならないか。	民法34条 法人	F A Qの問V-1-①をご参照ください。
7	I-2	<p>1. 情報開示の適正性について 情報開示の適正性について、外部監査を受けていない法人、監事を公認会計士又は税理士が務めていない法人においては、公認会計士又は税理士が法人の情報開示にどのように関与するかを基に個別に判断するとあるが、どの程度の関与、関与の仕方であれば情報開示の適正性が認められるのかご教示願いたい（例えば、顧問税理士の定期的な指導のもとに会計帳簿等を作成、顧問税理士に指導した旨の確認印を徴求するといった形で支障はないのかなど）。</p> <p>2. 公益目的事業の収入について (1) 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないかどうかは二段階で判断するとあるが、社団法人で使用目的を特定せずに会員から会費を徴収、その会費で公益事業を複数営んでいる場合、第一段階という関連付けられた経常的な収入と費用がないものとして、第一段階の判定は省略され、第二段階で会費収入全体と公益事業全体の事業費を比較して判定するという理解でよいのか、ご教示願いたい。</p>	民法34条 法人	<p>1 F A Qの問V-1-①、②をご参照ください。例示は専門家による適切な関与と考えます。</p> <p>2(1) 使用目的を特定しないで徴収した会費のみで公益目的事業を実施する場合には、収支相償の第一段階の判定は省略します。</p> <p>(2) 公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同じ考え方で、法人において関連ある事業はまとめることができます。その旨はガイドライン(案)で明確化します。また事業をまとめる際の考え方についてはF A Qの問V-2-①をご参照ください。</p>

		(2) 第1段階の判定のところで、事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを一くくりとするとあるが、まとめ方として同種・同類の事業でまとめる方法、23の公益目的事業単位でまとめる方法、定款の事業目的に応じてまとめる方法等いろいろ考えられるが、この判断は法人の自主判断で行ってよいのか、ご教示願いたい。		
8	I-2	技術的能力について、業務の実施に必要な技術者資格の保有をチェックするべきである。例えば過半が学位取得者（博士、修士以上）及び当該調査・研究経験者（3年以上）といった明確な基準を提示すべきである。	民法34条 法人 個人	技術的能力の有無は、申請時においては、公益目的事業のチェックポイントで掲げられた技術的能力に関連する事項の充足度、許認可等の取得状況及び関係行政機関への意見聴取を通じて判断します。法人の技術的能力の内容は、事業に応じ様々であるため、更に事業毎に資格者、技術者等について基準を設けることは考えていません。
9	I-2	公益法人は適正に情報公開を行う必要があることは十分認識しているものの、認定法の第5条第2号は、「経理的基礎及び技術的能力」を規定したものであって、「情報公開の適正性」を「経理的基礎及び技術的能力」の基準として設けることは適切ではない。	民法34条 法人	法人の財務、会計に係る情報開示の適正性確保も経理的基礎の一つです。
10	I-2	財政基盤の明確化において、「寄附金収入については、寄附金の大口抛出上位5者の見込み」の情報を求めることは削除していただきたい。寄附金については、相手方の意思決定プロセス及び意思決定のタイミング等を尊重せざるを得ないという事情があり、収支予算段階では明確でない場合が一般である。寄附決定前において検討中であることを公にしたいくない場合もあり、また、そもそも寄附金抛出者の中には匿名を希望するものもあり、収支予算段階でまとめた情報を提供するのには困難で	民法34条 法人	収入見積りの適切性を確認するためのものであり、寄附金は確定している範囲で構いません。申請書の内容は行政庁との関係において明らかにされるものですが、対外的に匿名が条件となっている寄附金については、個別に確認する場合があります。

		ある。		
11	I-2	情報開示の適正性について、公認会計士・税理士等の関与は、外形による簡易判断の基準として記述し、役員・職員並びに公認会計士、税理士、その他経理事務精通者が、経理情報を正しく把握・整理し開示するための書類・帳簿の整備にどのように関与しているのか、といった視点で個別に判断するのを原則とする考え方を示していただきたい。	民法34条 法人	法人において基準を満たすかどうか見通しやすくするため、一定の者が監事にいれば問題ないということをまず示したものです。
12	I-2	財政基盤の明確化において、「収支（損益）予算書等」とあるが、収支予算書及び収支計算書は、認定後の公益財団法人等においても作成することとなるのか。また、損益予算書とは、どのようなものなのか。また、具体的な定義はどうか。	民法34条 法人	収支予算書及び収支計算書は、認定法第21条及び第22条により毎事業年度作成し、備え置くとともに行政庁に提出することになっています。またこの収支予算書は認定規則第30条で損益ベースでの作成が規定されており、従来の収支予算書とは異なるものであることから、その点を明確にするために損益予算書と使ったものです。
13	I-2	監事を務める公認会計士又は税理士の要件として、「当該法人の顧問である公認会計士又は税理士ではないこと」を明確にすべきである。	個人	監事については欠格事由が定められており、顧問である公認会計士又は税理士は欠格事由に該当しません。
14	I-2	事業実施のために必要な「技術的能力」について、公益認定等委員会にて確認が行われるとのことですが、芸術・文化の自主事業、主催事業、施設の貸与等において、その技術的能力の有無を確認する際、その基準はどのようなものになるか、お示しいただきたい。芸術文化の振興に関する分野においては、学芸員のほか特段必須となる資格は無く、また、法令で定められた許認可もありません。 この分野における人的能力をどのように測るのか、また、どのような設備が、認定の際の「技術的能力」となるかを、私どもが申請するに先立ち、明確にお示しいただく必要があります。	民法34条 法人	技術的能力の有無は、申請時には、公益目的事業のチェックポイントで掲げられた技術的能力に関連する事項の充足度、許認可等の取得状況及び関係行政機関への意見聴取を通じて判断します。法人の技術的能力の内容は、事業に応じ様々であるため、更に事業毎に資格者、技術者等について基準を設けることは考えていません。

15	I - 2	<p>1. 財政基盤の明確化については、財産目録や付属明細書等の資料による確認を追加し、次のように変更されたい。</p> <p>「貸借対照表で純資産額を、財産目録で各資産の実態と管理状況を、収支（損益）予算書により年度の収入と支出の状況を、それぞれ確認し、付属明細書等の資料と合わせて財務状態を確認する。また、法人の事業規模を踏まえ、必要に応じて今後の財務の見通しについて追加的に説明を求める。」</p> <p>また、「寄附金収入については、寄付金の大口抛出上位5者の実績又は見込み、会費収入については積算の根拠及び納入実績、借入れの予定があればその計画について、情報を求め、法人の規模に見合った事業実施のための収入が適切に見積もられているか確認する。」</p> <p>2. 経理処理・財産管理の適正性については、確認事項として、次の事項を追加されたい。</p> <p>「事務所に適切な人数の職員を置き、事務所職員が財産目録等の備付け、閲覧、行政庁への提出等に対応できる体制にあること。」</p> <p>また、「経理の処理については経理処理規程を、財産の管理及び運用については財産管理運用規程を定めていること、経理処理及び財産管理の実施については法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること（注1）、不適正な経理を行わないこと（注2）について確認する。」</p> <p>更に、（注1）に記載されている帳簿類を次のように追加されたい。</p> <p>「法人が備え付ける会計帳簿は、</p>	その他	<p>1. 財産目録、附属明細書は申請書の添付書類であり、これら法人の財務状態を確認する資料となります。また、新設法人もあることから、実績を一律に求めることは考えていません。</p> <p>2. 事務所での財産目録等の備付け、閲覧等の体制整備は、認定基準としての経理的基礎の問題ではなく、認定後の遵守事項として捉えることが適当です。更に列挙した帳簿は例示であり、法人の実情に応じて具体的にどのような帳簿を備え付けるかの選択は法人にあると考えます。</p>
----	-------	--	-----	---

		<p>事業の実態に応じ法人により異なるが、例えば仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、預金出納帳、予算の管理に必要な帳簿、固定資産台帳、基本財産明細帳、会費明細帳、償却資産その他の資産台帳、得意先元帳、仕入先元帳等の補助簿が考えられる。区分経理が求められる場合には、帳簿から経理区分が判別できるようにする。」</p>		
16	I-2	<p>費用及び損失の額が1億円以上の法人には公認会計士又は税理士が勤めることとなっていますが、努力義務でいいか。</p> <p>何故、1億円以上の法人の監事に公認会計士又は税理士が務めることを求めるのか。その理由及び規模（1億円）の根拠についてお教え願いたい。</p>	民法34条 法人	<p>新制度においては、監事は従前以上に法人の会計について権限と責任を持ちます。FAQの間V-1-①、②をご参照ください。</p> <p>公益法人のうち、決算額が1億円以上の法人は比較的大規模であり、規模の大きい法人は、会計の専門家である公認会計士又は税理士が監事となって会計に関する監査をすることがより適切であると判断したためです。ただし、これは義務ではなく、法人の情報開示における経理事務の精通者の関与を個別に説明いただくことでも結構です。</p>
17	I-2	<p>法人の情報開示に関与する「経理事務の精通者」とは、具体的にどのような者か。「営利又は非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者」と同義か確認したい。</p>	民法34条 法人	<p>FAQの間V-1-①をご参照ください。</p>
18	I-2	<p>「会費収入については積算の根拠」についての情報を求めるとあるが、どの程度の積算根拠を求めるとあるのか。社員総会で積算根拠を示さず、決めた額ではだめなのか。</p>	個人	<p>会費の種類別単価と会員数を予定しており、単価の積算根拠を求めているものではありません。</p>
19	I-3	<p>賛助会費を負担して貰っている賛助会員に対しては、何らかのメリットを供しないと、脱退される可能性がある。建前は、賛助会費は対価を求めないものであるが、法人としては、何らかの意味で謝意を具体的に表すことが合理的と考える。</p> <p>したがって、財団法人が開催するセミナー等の参加費について、賛助</p>	民法34条 法人	<p>FAQの間IV-1-①をご参照ください。非会員の負担において賛助会員が利益を受けるような関係になっていればともかく、賛助会員に謝意程度のメリットを付与することは、合理性を欠く不相当な利益の供与には当たらないものと考えます。</p>

		<p>会費を納入している会員に対し、非会員の3-5割程度の割引を行うことは、「合理性を欠く不相当な利益の供与」ではないことを認めてほしい。</p> <p>また、研究・調査関係のシンポジウム、ワークショップをクローズドないしセミオープンで開催する際に、当該研究・調査の関係者以外の会員にも案内し、参加させることも、同様に認めてほしい。</p>		
20	I-3	<p>認定法第5条第4項において、株式会社等営利事業を行う者に利益を与える活動をしてはならないとされており、例外として公益法人に対して公益事業目的のために寄付等を行うことはよろしいとされていますが、国公立、私立の大学、研究所、病院及びそれらに所属する者への金品の寄付或いは助成金の交付は、公益目的事業として認められますか。当然許されると考えますが、関係条項が不明です。当財団は助成財団であり、上記対象者に対し多くの実績があります。</p>	民法34条 法人	F A Qの問IV-1-①をご参照ください。
21	I-3	<p>社員の施設優先利用権や対価支払義務の免除等「利益の内容」によっては「特別の利益」に該当する場合又は公益に該当する場合があると考えられるため、「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が」を「利益を与える個人又は団体の選定や利益の内容又は規模が」に改めるべきである。</p>	その他	<p>一定の者に対する権利の付与や経済的利益の供与で、その利益の規模が問題とはならないまでも利益の内容が合理性を欠く場合は、利益を受ける者の選定が合理性を欠く場合とケースとして重複することが多いと考えられます。</p>
22	I-3	<p>優遇の判断基準は、「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与」というあいまいな基準ではなく、当該団体の規模や事業内容等を勘案し、当該団体の定款等の規定に委ねるべきである。</p>	その他	<p>特別の利益の判断に当たっては、当該法人の定款等の規定も根拠の一つにはなりますが、むしろ法人が供与する利益の実態を捉えることのほうが重要です。</p> <p>なお、特別の利益の供与の禁止は公益目的事業の実施に限定した基準ではないということとの関係で、公益法人は公益目的事業比率を満たす</p>

				範囲で会員等からの会費等をもとに 共益事業を行うことができますが、 この共益事業は一般的には特別の利 益には該当しません。
23	I-3	特別の利益は、抽象的な記述では なく、具体的事情の例示をするべき である。申請時に判断する提出書類 は、具体的に何をみて行うのか。特 別の利益の提供は、認定の取消事由 であり、抽象的な基準の下で個別に 判定され、抜き打ち的に利益供与と 判断され、認定取消になることを避 けるような事業の実施を行わなけれ ばならないため。	民法34条 法人	特別の利益に該当するかどうかは、 事業の内容や実施方法等具体的事情 に即した個別の判断となり、具体例 を挙げるのは適当ではありません。 なお、申請書類については現在検討 中です。
24	I-4	投機的な取引に当てはまらない事 業の例示として「ポートフォリオ運 用の一環として公開市場等を通じる 証券投資等」が挙げられているが、 「公開市場等を通じる」は公益法人 の資産運用に適用されるものでない ことを確認したい。 そもそも資金運用を公益法人の行 う事業と位置づけてその解釈をする こと自体適当でない。まして、投機 的事業に当たらない事例としてポ ートフォリオ運用における「公開市 場等を通じる証券投資」を取り上げ ることは大きな誤解を生む可能性が ある。 公益法人にとって、公開市場のな い非上場債券（地方債、社債の一部、 仕組み債）への投資は一般的である。 これらの商品による運用には当然 法人内部の資産運用規則などによる 自己規制の下慎重な投資判断を行う ことが必要であるが、公開市場を通 じるものに限定すると、ポートフォ リオ運用の幅が著しく狭まることに なる。	民法34条 法人	ガイドライン（案）は投機的な取 引に当たらない例を示したまでであ り、これ以外の取引は投機的である とするものではありません。投機的 かどうかは、具体的事情によります が、取引の規模、内容、リスク等に 照らして通常の資産運用の範囲と考 えられる取引は投機的な取引には該 当しないものと考えられます。
25	I-5	公益認定における収支相償原則の 適用にあつては、「公益認定等に関 する運用について（公益認定等ガイ ドライン）（案）5.認定法第5条第	民法34条 法人	(1) 資金貸付額は、費用にはなりま せん。FAQの問V-3-③をご 参照ください。貸付金の元本の返 済は収益にはならないため、収支

		<p>6号、第14条関係〈公益目的事業の収入〉において、第一段階と第二段階の二段階判定がなされるものとされていますが、</p> <p>(1) 第一段階の判定に関しては、次のいずれかの措置を執っていただきたい。</p> <p>ア 資金貸付を公益目的事業として行う法人に関しては、経常費用に資金貸付支出をふくめること。</p> <p>イ 資金貸付を公益目的事業として行う法人に関しては、この第一段階による判定を要しないこととすること。</p> <p>(2) 第二段階の判定に関しては公益目的保有財産の当期取得支出の範囲内に、公益目的事業として行う資金貸付を含んでいることを明記していただきたい。</p>		<p>相償においては、貸付事業に係る人件費、事務経費等と受取利息等により判定することになります。</p> <p>(2) 公益目的事業として行う資金貸付事業において、貸付金残高を公益目的保有財産として経理する場合には、当期貸付実行額は当期公益目的保有財産取得支出に該当します。</p>
26	I-5	<p>収支相償において、剰余金については、「翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする」とあるのを「翌年度又は翌々年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする」に改めていただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>収支相償の第二段階で生じる剰余金については、公益目的事業に係る特定費用準備資金や公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金への繰入れという中長期の計画に基づく対応も考えられ、必ず翌年度に費消しなければならないものではありません。</p>
27	I-5	<p>次年度の総会開催までの資金繰りは、認定法第5条第6号の範囲に含まれないような取扱いを要望いたします。</p>	民法34条 法人	<p>総会開催時に入金があるまでの資金繰りについては、損益計算ベースでは年度を通じると収支がほぼ均衡していると一般的には考えられます。</p>
28	I-5	<p>収支相償の判定方法について、申請時には「収支予算書」の対象事業年度の見込み額による算定となっている。しかし、説明されている「第一段階」では、「正味財産増減計算書」における経費となっている。どちらで算定するのか。同様に公益目的事業比率の計算について、申請時には、収支予算書の対象事業年度に係る見込み額で計算するとしている。しかし、認定規則第13条2項では、損益</p>	民法34条 法人	<p>申請時には、収支予算書の対象事業年度に係る見込み額を損益計算ベースで算定していただくこととなります。毎事業年度の決算時には、正味財産増減計算書（損益計算書）を基礎に算定します。</p>

		計算書に計上すべき事業費の額となっている。		
29	I-5	<p>施設整備を伴う事業の多くは、初期投資が大きく、借入金も多額となり、また、年度間での収支状況も大きく変化します。このような事業については、収支相償は、単年度や2ヵ年を対象期間とするのではなく、事業期間全体を対象としていただきたい。</p> <p>また、公益目的事業全体で収支均衡していれば、事業単位で収入が若干支出を上回った場合も、認定基準を満たすことができませんか。更に、「収支相償」では、元金の返済が費用と見られず、借入金の返済が計画通りできなくなるケースも出てきます。</p> <p>このため、収支相償の規定は、借入金返済計画を考慮したものとして欲しいです。</p>	個人	<p>収支相償の基準は、公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり（認定法第2条第4号）、無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められることから、設けられたものです。一方で、事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立つて行う必要があることから、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。仮にある事業において収入が費用を上回った場合には、翌年度の当該事業費や将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備資金への積立てをもって費用と見なすことによって、中長期では収支が相償することが確認されれば、本基準は満たすものとしています。</p> <p>また事業単位の収支相償において収入が費用を上回る事業については、当該事業への特定費用準備資金に計上して、公益目的事業全体の収支相償の計算を行うこととなります。この旨をガイドライン（案）で明確化します。</p> <p>借入金は公益目的事業財産には算入されず、公益目的事業に関する収入にも含まれません。公益目的事業のために特に借り入れたときの利払い費や借入れにより取得した公益目的保有財産に係る減価償却費は公益目的事業費となり得ます。なお、公益目的事業の資金繰りのためのつなぎ融資を受けたときは、返済時に公益目的事業の収支上剰余が生じ得ますので、個別の事情として斟酌することもあり得ます。</p>
30	I-5	「公益目的事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたも	その他	公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同じ考え方で、

		<p>のを一くくりとし」とされておりませんが、実務者にとっては、具体例（どこまでを一くくりできるのか）が知りたいとの希望が強いところです。具体例を示されたら如何でしょうか。</p> <p>「特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る一定の調整計算を行った上で収支を比較する。」とあり、「剰余金の扱いその他」で、それを受けて記載されております。</p> <p>ここでいう、公益目的保有財産等の「等」の具体例を例示した方がよいのではないのでしょうか。又、公益目的保有財産の上位概念である「公益目的事業財産」が、会計上の剰余金となる場合は、その額を支出額とみなすべきではないのでしょうか。</p> <p>特定費用準備資金には、引当金の引当対象となるものを除く（認定法施行規則第18条）と規定されておりますが、負債性引当金（賞与引当金、退職給付引当金）は、その期中積増額は、支出とみなされるべきであり、上記②の「等」に該当すると考えられますが、如何でしょうか。</p>	<p>法人において関連ある事業はまとめていただくことで結構です。その旨ガイドライン（案）で明確化します。また事業をまとめる際の考え方についてはFAQの問V-2-①をご参照ください。</p> <p>「等」は資産取得資金です。ここでいう一定の調整計算とは、収益事業等からの利益を50%を超えて公益目的事業財産に繰入れる場合に、①特定費用準備資金及び公益資産取得資金について当期積立て額は積立て期間内に計画的に積立てる計算を行い、当期取崩し額は収支相償の計算上費用とした資金分のみ収益に加算する計算を行うこと、②公益目的保有財産の当期取得支出及び当期売却収入をそれぞれ費用、収入に加算すること、③当期公益目的事業費から公益目的保有財産に係る減価償却費を控除することを指します。</p> <p>この計算の詳細は、ガイドラインにおいては、収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合の収支相償の計算方法を示した箇所において記載してあります。</p> <p>公益目的事業に係る引当金の当期繰入れ額は経常費用になります。</p>
31	I-5	<p>公益目的事業の継続的かつ的確な実施上から「翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする。」の考え方には次の問題点がある。</p> <p>ア 業務の受託量は、年によって増減が大きいが、業務体制、技術等の確保・維持が不可欠であり、常に収支零の状態では的確な事業実施に支障が生じる。</p> <p>イ 「不特定多数の者の利益の増進」、「公益目的事業の継続的かつ的確な実施」の観点からも、収入と費用の関係は長い年数で見るとある。認定委員会においても同趣</p>	<p>民法34条 法人</p> <p>収支相償の第二段階において生じる剰余金については、公益目的事業に係る公益目的事業に係る特定費用準備資金や公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金への繰入れという中長期の計画に基づく対応も考えられるため、必ず翌年度に費消しなければならないものではありません。</p> <p>また、特定費用準備資金の「毎年定常的に行っている活動～」の条件については、定常的に行っている事業の物価上昇分の費用増や一定のペースでの事業の拡大も対象となり得るため、ガイドライン（案）を修</p>

		<p>旨の議論がされており、再考されたい。</p> <p>特定費用準備金の項において「毎年通常に行っている活動を通常の事業規模で実施するための費用は含まれない。」とされていることも同様の問題と考える。</p>		<p>正します。</p>
32	I-5	<p>「収支相償の原則」についてこの原則の算定、検証方法での第二段階は、極めて複雑ですが、果たして、ここまで必要なものでしょうか。第一段階で、公益目的事業をグルーピングして収支相償を見ているのであり、第二段階のチェックは、遊休財産額規制と重複していると見られるからです。剰余金の扱いについての「特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る一定の調整計算を行った上で収支を比較する。」とは、正しく遊休財産計算上の控除対象資産と同じ考え方と、言えなくもありません。</p> <p>要は、収支相償が、崩れて、剰余金が、発生してはいけないというのは、遊休財産として財産をプールし公益目的事業に費消しないのはいけないからなのでありませんか。第二段階の計算が、実務において、大変な負担にもなりかねず、削除し、立法の狙いを遊休財産規制に委ねることを、提案致します。</p>	その他	<p>公益目的事業については、事業に係る収入はその実施に要する適正な費用を償う額を超えないことが定められているため、まず第一段階として事業単位で収支を見ることが必要となります。しかし、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないものの、なお法人の公益活動に属する収支が存在するため、次の段階として法人の公益活動全体の収支を見ることとしたものです。その際には毎年度、その年に実際に受けた収入がかかった費用を必ず下回るようにすることは困難と考えられるため、収入が費用を上回った場合でも特定費用準備資金に積み立てることなどで費用とみなし、収支相償を満たすものと取り扱うこととしたものです。</p> <p>このような扱いをとることで、法人は財産を公益目的に現在使うか、将来使うかの選択が可能となります。</p> <p>また、収支相償は、公益目的事業に関する収入と費用のバランスがとれていることをみる基準です。遊休財産額の保有制限は、公益目的事業に限らず、法人全体の流動資産や低未利用の固定資産に一定額の上限を設け、資産の効率的な利用を促す基準で、2つの基準は違いがあります。</p>
33	I-5	<p>「公益目的事業の収入」において、「第一段階の収支相償を満たす事業に係る云々」と、また、「収入と費用とを比較」とありますが、これらはどのような意味でしょうか。ここで述べていることは判定の「方法」であって、「基準」ではないという</p>	民法34条 法人	<p>公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準を満たすかどうかの具体的な計算方法です。公益目的事業全体の収支相償の計算の結果、収入が費用を上回る場合には、公益目的事業に係る特定費用準備資金へ</p>

		<p>理解でよいのでしょうか。それとも収支の差が収入の何パーセント以内、というような基準（又はめやす）はあるのでしょうか。</p> <p>財団においては、基本財産運用収入はほとんど望めないで、赤字の公益事業を維持するためには、黒字の公益事業がなければ法人の存続が不可能となります。しかも、法人が複数の目的を有しており（より広い意味では一つの目的といえるが）、これらの事業が必ずしも同じ目的ではない場合も多いので、法人全体としての判断が必要です。</p>		<p>の積立て、当期の公益目的保有財産の取得に充当、公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金（資産取得資金）への積立て、翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失とする予定等、その処理を別に定める様式に記載していただく予定です。したがって収支差が何パーセント以内というような基準は設けていません。</p> <p>事業単位の収支相償における事業とは、公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同じ考え方で、法人において関連ある事業はまとめていただくことで結構です。その旨ガイドライン（案）で明確化します。また事業をまとめる際の考え方についてはFAQの問V-2-①をご参照ください。</p>
34	I-5	<p>会費収入と入会金と一部地方自治体からの補助金のみで運営されている公益法人については、上限を設けて剰余金を認めてほしい。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準が法で定められていることから、公益目的事業全体についての収入と費用とを比較した結果、収入が費用を上回り剰余金が発生する場合には、その金額に一定の上限を設けるということではなく、剰余金の具体的用途を決めるという対応をとっていただくこととなります。</p>
35	I-5	<p>収支相償における費用は「適正な」範囲である必要とあるが、「適正費用」については「不相当に高くない」より一層具体的に提示してほしい。（例えば、大学教授など専門研究者による研究は、競争を前提とする調査企業より付加価値があるとする必要がある）</p>	<p>その他</p>	<p>同種同等の役務等の調達について法人が通常支払う水準であり、個別の判断ではありますが、単に金額が高いことをもって不相当とするものではなく、受けた役務等に見合った社会通念上相当の範囲内の対価であれば問題ありません。</p>
36	I-5	<p>費用の「適正な」の範囲の運用指針として、「公益目的事業のみを実施する法人における損益計算書には、17<公益目的事業財産>の(4)(5)が適用される」といった趣旨のなお書き</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>FAQの問VI-1-③をご参照ください。公益目的事業のみ実施する法人の管理費は法人会計で経理されるため、管理費に係る収入、費用は収支相償の計算の枠組みには含まれ</p>

		を追加する。		ません。
37	I-5	剰余金が生じる場合の対応の中で「事業の性質上特に必要がある場合」とあるが、どのような場合がこれに該当するのかを例示願いたい。	民法34条 法人	個別判断の場合とは、予見しがたい事情変更により予定通りとならなかった場合などを想定しています。
38	I-5	公益目的事業についても事業継続のためには、ある程度の剰余金（利益）の発生は止む無しと考えますが、「法第5条第6号、法第14条」の収支相償とは、上記の剰余金の発生が一切認められないとの事でしょうか。当該事業について、赤字が続けば事業の継続に支障を来たす場合もあると思いますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	民法34条 法人	<p>収支相償の基準は、公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められることから設けられたものです。</p> <p>一方で、事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立つて行う必要があることから、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。</p> <p>仮にある事業において収入が費用を上回った場合には、翌年度の当該事業費や将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備資金への積立てをもって費用と見なすことによって、中長期では収支が相償することが確認されれば、本基準は満たすものとしています。</p> <p>公益目的事業の実施について計画性をもっていただく必要はありますが、このような対応をとることによって、事業の継続性は確保されるものと考えます。</p>
39	I-5	剰余金を生じた場合は、一定の場合を除き、翌年度同額程度の損失を求めるとあるが、これは、当該の公益事業の健全な継続を図るという観点で欠落した短絡的な措置ではないかと考える。翌年度に同額程度の損失を求めるとの点は再考を求めたい。 公益法人の経営もその時々を経済変動に左右されることを考えると、あまりにも形式的かつ抑制的になりすぎて、公益事業の健全な継続の可能性を損なうおそれがある。	民法34条 法人	<p>収支相償の第二段階において生じる剰余金については、公益目的事業に係る特定費用準備資金や公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金への繰入れという中長期の計画に基づく対応も考えられ、必ず翌年度に費消しなければならないものではありません。</p> <p>また、収支相償は、公益目的事業に関する経常的な収入と支出のバランスがとれていることをみる基準です。</p>

		<p>公益事業も事業として発展させようとするのであれば、その継続性への配慮が必須である。</p> <p>そもそも、遊休財産保有制限として翌年度公益目的事業遂行のための1年分は認められているのではないのか、ここでの剰余金の扱いと遊休財産保有制限の関係が不明である。</p>		<p>遊休財産額の保有制限は、公益目的の事業に限らず、法人全体の流動資産や低未利用の固定資産に一定額の上限を設け、資産の効率的な利用を促す基準で、2つの基準は違いがあります。</p>
40	I-5	<p>収支相償の判定で、第一段階では事業区分ごとに評価するとされているが、ある公益事業で得た利益を他の公益事業に利用することは認められるのか。</p> <p>公益目的事業を、「事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを一くくりとし、当該事業に関連付けられた収入と費用とを比較する」とあるが、どの程度までならば一くくりとできるのか。具体的な目安又は例示が必要ではないか。また、ある程度の公益事業で得られた利益を繰り越して、別の年度の公益事業に充てることは可能なのかお教えいただきたい。もしこれが認められないと、学協会の公益活動が著しく制限される。</p>	その他	<p>第一段階の事業とは、公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同じ考え方で、法人において関連ある事業はまとめていただくことで結構です。その旨ガイドライン（案）で明確化します。また事業をまとめる際の考え方についてはFAQの間V-2-①をご参照ください。</p> <p>収支相償の第二段階において生じる剰余金については、公益目的事業に係る特定費用準備資金や公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金への繰入れという中長期の計画に基づく使用や翌年度の事業の拡大等に充てることができます。</p>
41	I-5	<p>第一段階での事業ごとの収支相償について、事業環境の変化などで年度により収支が変動するような事業に対する救済事例（数年間の平均値の採用など）を明示していただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>収支相償の基準は、公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められることから設けられたものです。</p> <p>一方で、事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立って行う必要があることから、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。</p> <p>仮にある事業において収入が費用を上回った場合には、翌年度の当該事業費や将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備資金への</p>

				積立てをもって費用と見なすことによつて、中長期では収支が相償することが確認されれば、本基準は満たすものとしています。
42	I-5	<p>1. 「公益性が認められる公益目的事業を、事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを一くくりとし、当該事業に関連付けられた収入と費用とを比較する」という考え方には賛成であるが、その際の事業のくくり方は法人の自主的な判断を尊重する旨明記していただきたい。仮に、当該法人の全事業がその態様等から一くくりのできる場合はそれも差し支えないことを明らかにされたい。</p> <p>2. 第一段階の計算と第二段階の計算をする理由が十分説明されていない。理解できるよう平易に説明する記述に改めていただきたい。</p> <p>3. 第二段階の収支相償を計算する際、経常収益・費用に含まれている未売却で未だ実現していない有価証券評価損益（評価替えだけの段階のもの）については、計算から除外する扱いとしていただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>1. 第一段階の事業とは、公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同じ考え方で、法人において関連ある事業はまとめていただくことで結構です。その旨ガイドライン（案）で明確化します。また事業のまとめる際の考え方についてはFAQの問V-2-①をご参照ください。</p> <p>2. 法律において、公益目的事業については、事業に係る収入はその実施に要する適正な費用を償う額を超えないことが定められているため、第一段階として事業単位で収支を見ることが必要となります。しかし、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないものの、なお法人の公益活動に属する収支が存在するため、次の段階として法人の公益活動全体の収支を見ることとしたものです。その際には毎年度、その年に実際に受けた収入がかかった費用を必ず下回るようにすることは困難と考えられるため、収入が費用を上回った場合でも特定費用準備資金に積み立てることなどで費用とみなし、収支相償を満たすものと取り扱うこととしたものです。このような扱いをとることで、法人は財産を公益目的に現在使うか、将来使うかの選択が可能となります。</p> <p>3. 会計上、経常収益・費用に有価証券評価損益は含まれていないので、収支相償の判定からは除かれることとなります。</p>
43	I-5	<p>剰余金が出た場合の対応期間は、当該年度を含めた3事業年度間としていただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>収支相償の第一段階で剰余金が発生した場合には、その事業の発展、損失のために費消されるべきもので</p>

				<p>あり、その事業に係る特定費用準備資金への積立てに充てることとなります。翌年度にその事業にて支出拡大等により費消するための短期の特定費用準備資金（一般の特定費用準備資金と同様の要件を満たし、流動資産に計上されるもの）を設け、管理することもできます。</p> <p>収益事業等の利益の50%を公益目的事業財産に繰入れる場合は、第二段階の計算で剰余金が発生する可能性があります。その場合には公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て、当期の公益目的保有財産の取得に充当、公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金への積立て、翌年度の事業の拡大等に充当する予定等、その処理を別に定める様式に記載していただく予定です。収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合には、計算式上は、剰余金は生じません。</p> <p>このように剰余金については中長期の計画に基づく対応をとることが可能となっています。</p>
44	I - 5	<p>「収支相償」原則の正味財産増減計算書内訳表での計算例を示すことがガイドラインを理解する上で有用である。</p> <p>「公益目的保有財産に係る資産取得」に係る取引は、「正味財産増減計算書内訳表」の内部取引欄にて表示するものと推定するが、その記載例の例示が有用である。</p>	民法34条 法人	<p>収支相償の計算例は、現在検討中です。</p> <p>なお、公益目的保有財産の取得支出、売却収入は正味財産増減計算書内訳表の内部取引欄では表示されません。</p>
45	I - 5	<p>個々の公益事業のみならず、団体への使途無指定寄付も含めて、公益会計全体で収支相償でなければならぬと理解した。</p> <p>1. しかし、このような判定の仕方だと、収益事業や共益事業を行っていない団体の場合は、毎年赤字が累積し、いずれ経営破綻するこ</p>	民法34条 法人	<p>1. 収支相償の基準は、公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められることから設けられたものです。</p> <p>一方で、事業は年度により収支</p>

		<p>とになるのではないか。公益事業を一所懸命に行えば行うほど、財政運営が不安定になって行ってしまい、公益事業はほどほどにして収益事業や共益事業といった本来事業でないものをどんどんやらなければたち行かなくなってしまうのではないか。</p> <p>2. また、繰越金を一定レベルで確保している状態で剰余金が出た場合も、損失の強制（事業の拡大等）を「翌年度」に限定せず、5～10年程度の長いスパンで判断して欲しい。事業の拡大にはそれなりの準備期間が必要である。急に高額寄付金をもらって黒字が出たなどの場合、すぐ翌年度の事業拡大を強制すると、拙速な計画の元に意義の小さい公益事業が無理矢理行われることとなり、寄付者の厚意が無駄となってしまうことにもなりかねない。最低でも5年度以内程度に延長すべきである。</p> <p>3. さらに、上記とは別に、自然保護上緊急に対応しなければならない事態（例えばタンカーが座礁し重油が流出して海鳥が油汚染されるなど）に備え、一定の緊急対応費用を毎年の経常活動費用とは別に確保しておく必要がある。これは具体的にいつ、どのような活動に使用するものか未定とせざるを得ないし、どのような自然保護上の危機が生ずるかあらかじめ想定することは困難なため金額の合理的算定根拠も示しにくい。しかし、このような資金は自然保護団体として必要欠くべからざるものなので、「総事業費の〇%」などの制限を設けた上でも良いので、特定費用準備資金に準ずるものとして認めて欲しい。</p>		<p>に変動があり、また長期的な視野に立つて行う必要があることから、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。仮にある事業において収入が費用を上回った場合には、翌年度の当該事業費や将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備資金への積立てをもって費用と見なしたりすることによって、中長期では収支が相償することが確認されれば、本基準は満たすものとします。</p> <p>2. 法人の公益目的事業全体で生じる剰余金については、公益目的事業に係る特定費用準備資金や公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金への繰入れという中長期の計画に基づく対応も考えられ、必ず翌年度に費消しなければならないものではありません。</p> <p>3. 自然保護団体が、緊急の災害救援活動に特に充てるための資金は、過去の実績や類例等に基づいて合理的に見積もり、特定費用準備資金として積み立てることができず。</p>
46	I - 5	1. 収益事業等の利益額の50%を算	民法34条	1. 公益目的事業財産は公益目的事

		<p>定する場合には、利益額から「管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額」を基礎とするところがあるが、それなら、公益目的事業費に「管理費のうち、公益事業に按分される額」も含めるべきではないか。</p> <p>2. 利益額の50%を超えて繰り入れる場合にはより強い規制を加えているようであるが、公益目的事業の財政基盤強化の視点からは、不適切であり、ガイドライン5(2)の50%を繰り入れる場合に準じた取扱いとして頂きたい。</p> <p>3. 収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合の収益事業等からの繰り入れについて、「(②-①)の額について収益事業等から資産を繰り入れる」とされているが、これは、(ア)認定法5条6号等における収支相償原則の適用の場合だけであるのか、又は(イ)財務諸表における収益事業等からの収益の繰り入れ額に係る規制であるのか。</p> <p>(イ)であるとする、公益目的事業の財政基盤強化の視点からは、不適切であると思われる。</p> <p>また、この「(②-①)の額」が収益事業等の利益の50%未満となった場合は、利益額の50%を繰り入れる場合が適用されるということか。</p> <p>4. 収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合に公益目的事業費から減価償却費を控除しているが、公益資産取得資金の積立を実施していない場合もあり、その場合には合理的とは思われない。</p>	法人	<p>業を行うために使用しなければならないため、管理費には充当できません。</p> <p>2. FAQの問V-2-②をご参照ください。</p> <p>3. 収支相償の計算のみならず、会計上でも他会計振替額の欄で経理することになります。</p> <p>4. 減価償却費を控除しているのは公益目的保有財産の取得支出や公益目的保有財産に係る資産取得資金の積立額と機能が重複しているからで、必要に応じ資産取得資金を積んでいただくことになります。</p>
47	I-5	<p>剰余金については、繰越金・予備費としての備えを認めていただきたい。</p> <p>毎年、事業内容と収入の中身を行政が検証し、事業の公益性に問題が</p>	民法34条 法人	<p>収支相償の基準は、公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり（認定法第2条第4号）、無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能</p>

		なければ、その年度の全事業費から毎年定期的に入ってくると考えられる収入額（会費・金利など）を除いた残額の範囲で翌年への繰越しを認めるといった制度であれば問題はないと思われる。公益法人といっても事業内容は様々であり、例えば私どもは環境NGOであるため、巨大な財産を管理するための財団とは一線を画して考えていただきたい。他にも実質はNPOである財団法人・社団法人も多数存在しており、もし上記意見が認められないとすれば、基本金の額や事業内容によって区別するなどの特例措置を講じていただかないとNGO・NPOの運営は剰余金なしでは絶対に成り立たない。		な限り拡大することが求められることから、設けられたものです。 一方で、事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立って行う必要があることから、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。 仮にある事業において収入が費用を上回った場合には、翌年度の当該事業費や将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備資金への積立てをもって費用と見なすことによって、中長期では収支が相償することが確認されれば、本基準は満たすものとしています。 公益目的事業の実施について計画性をもっていただく必要はありますが、このような対応をとることによって、事業の継続性は確保されるものと考えます。
48	I-5	基本財産等の運用収益及び寄付金の収入が、当該年度の全支出を上回り、剰余金が出た場合、その取扱いについては、収支相償のような制約は何ら受けないと考えてよろしいか。（遊休財産保有制限の範囲内において）	民法34条 法人	収益事業等を行わない法人については、収支相償の計算方法としては、収益事業等を行う法人がその利益の50%を公益目的事業財産に繰入れる場合と同様の計算方法となります。 その旨をガイドライン（案）で明確化します。
49	I-5	剰余金の扱いのところで「事業の性質上、特に必要がある場合は、案件毎に判断する。」とありますが、柔軟な判断をお願いしたい。	民法34条 法人	個別判断の場合とは、予見しがたい事情変更により予定通りとならなかった場合などを想定しています。
50	I-5	「第二段階においては、第一段階の収支相償を満たす事業に係る経常収益及び経常費用に加え、『公益目的事業に係る会計に属するが、特定の事業と関連づけられない公益に係るその他の経常収益及び経常費用』を合計し、特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る『一定の調整計算』を行なった上で収支を比較する。」と記載されています。この『特定費用準備資金、公益目的保有財産	民法34条 法人	公益目的保有財産等に係る一定の調整計算とは、収益事業等からの利益を50%を超えて公益目的事業財産に繰入れる場合に、①特定費用準備資金及び公益資産取得資金について当期積立て額は積立て期間内に計画的に積立てる計算を行い、当期取崩し額は収支相償の計算上費用とした資金分のみ収益に加算する計算を行うこと、②公益目的保有財産の当期取得支出及び当期売却収入をそれぞれ

		等に係る一定の調整計算』の表現は、『一定の調整計算』の具体的な内容が明確になっておりません。従って、『一定の調整計算』の具体的な内容として「①特定費用準備資金への繰り入れ、②公益目的保有財産を取得するための資金への繰り入れ、③公益目的保有財産を取得するための支出などを費用として計上することを認める趣旨であること」をガイドラインで明記すべきであります。		れ費用、収入に加算すること、③当期公益目的事業費から公益目的保有財産に係る減価償却費を控除することを指します。 この計算の詳細は、ガイドラインにおいては、収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰り入れる場合の収支相償の計算方法を示した箇所において記載してあります。
51	I-5	<p>ガイドラインの5. 認定法第5条第6号、第14条関係<公益目的事業の収入>には、「この段階において、法人が収益事業を行なっている場合には、収益事業等の利益から公益目的事業財産に繰り入れた額も収入に含めるが、当該繰入れが認定法第18条第4号に基づく利益額の50%の繰入れか、認定規則第26条7号、8号に基づく利益額の50%超の繰入れかに応じて、2つの計算方法がある。」と記載されています。</p> <p>(1) 収益事業の利益の状況も年によって変動する場合があります。</p> <p>(2) 即ち、「①ある年度に収益事業等の利益額の50%を超えて、例えば70%を繰入れて収支を比較し、②翌年度は50%を繰入れる」というような計算方法が必要である場合が多く発生します。</p> <p>(3) その場合、ある年度に50%を超えて繰入れ計算し、次の年度に50%を繰入れて計算することが認められる場合、最初の年度（収益事業等の利益の70%を繰入れ）に、公益目的保有財産を購入し当期取得支出に計上したとします。次の年度（収益事業等の利益の50%を繰入れ）に、最初の年度に購入した公益目的保有財産の減価償却費を計上することは認められますか。</p>	民法34条 法人	<p>収益事業等の利益の50%を繰り入れる場合の収支相償の計算において、公益目的保有財産の減価償却費を計上することは可能です。</p>

52	I-5	「第一段階においては、公益性が認められる公益目的事業を、事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを一くくりとし、当該事業に関連付けられた収入と費用を比較する。当該事業に関連付けられた収入と費用は、法人の損益計算書（正味財産増減計算書）におけるそれぞれ当該事業に係る経常収益、経常費用とする。」とあるが、経常費用の管理費のうち「関連付けられた費用」に含むことができるものは、「7. 認定法第5条第8号、第15条関係〈公益目的事業比率〉のガイドライン」に示された考え方でよいか。	民法34条 法人	収支相償の計算において用いる損益計算書における事業に係る経常費用とは、現行の管理費の中で適正な基準により事業費に配賦することができるものも含めた費用であり、公益目的事業比率の計算の時と同じ考え方です。
53	I-5	収支相償の判定は、二段階で判断することとしているが、第一段階を満たしていない事業も、第二段階の判定で要件を満たす場合には、本基準を満たしているという理解で良いか確認したい。	民法34条 法人	収支相償の第一段階で収入が費用を上回る事業については、当該事業への特定費用準備資金に計上して、第二段階の計算を行うこととなります。 この旨をガイドライン（案）で明確化します。
54	I-5	剰余金の許容範囲（例：「適正な費用を償う額」を100とした場合、20までの剰余金は許容される。）を示されたい。	その他	剰余金が発生する場合には、その金額に一定の上限を設けるということではなく、剰余金の具体的な使途を決めるという対応をとっていただくこととなります。
55	I-5	収支相償の計算方法を、収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合と収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合に分けて記載しているが、収支相償を判定する際の収入として記載できる項目と費用として記載できる項目を列挙すればよいのであって、ひとつにまとめて記載すればよい。	その他	FAQの問V-2-②をご参照ください。
56	I-5	「5. 認定法第5条第6号、第14条関係〈公益目的事業の収入〉(1)判定方法③費用は「適正な」範囲であるから、謝金、礼金、人件費について不相当の高い支出を計上することは適当でない。」の「不相当に高い支出」は程度の問題ではあろうが、『謝	民法34条 法人	専門家に対する謝金、礼金については、単に金額が高いことをもって不相当とすることはなく、受けた役務に見合った社会通念上相当の範囲内の対価であれば問題ありません。なお、収支相償の問題ではありませんが、不相当に高い謝金等は、特別

		<p>金、礼金、人件費」については多額であっても、その内容を正当に評価し、必要なものは算入すべきである。</p> <p>公益法人が行う事業には、人件費等が高い高度の専門家の参画を得て実施するもので、営利企業では採算が取れない、または、対価が高額になるようなサービスを安価あるいは無償で、不特定多数の人々に提供するものがある。</p>		<p>の利益の供与となる場合があり得ます。</p>
57	I - 5	<p>認定法第14条における「収入」は、公益目的事業によって得られた収入に限定し、寄付金（寄附の性質を有する会費を含む）や収益事業による収入や資金・積立金等からの繰入金を含めないこととすべきである。</p>	民法34条 法人	<p>公益目的事業のために法人が得る収入は、特に事業に関連付けられた収益に限りません。特定の事業に関連付けられていない収益（公益のためとして一般的に受けた寄附金等）も公益目的事業に適切に使用されているかを判断するため、第二段階において、公益目的事業の会計に属するその他の収益で各事業に直接関連付けられないものや、収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰入れる額も加えているのです。</p>
58	I - 5	<p>「特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る一定の調整計算」とは、その時々々の景気動向などによって、収入が費用を超過する場合に、①特定費用準備資金への繰入れ、②公益目的保有財産を取得するための資金への繰入れ、③公益目的保有財産を取得するための支出などを費用として計上することを認める趣旨と理解してよいか。</p> <p>また、収益事業等の利益の公益目的事業財産への繰入れについて、収益事業の状況は年度により変動するため、例えば、ある年度は収益事業等の利益額の50%を繰入れ、翌年度は50%を繰入れることは認められるか。この場合、最初の年度（収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れ）に、公益目的保有財産を購入し</p>	民法34条 法人	<p>公益目的保有財産等に係る一定の調整計算とは、収益事業等からの利益を50%を超えて公益目的事業財産に繰入れる場合に、①特定費用準備資金及び公益資産取得資金について当期積立て額は積立て期間内に計画的に積立てる計算を行い、当期取崩し額は収支相償の計算上費用とした資金分のみ収益に加算する計算を行うこと、②公益目的保有財産の当期取得支出及び当期売却収入をそれぞれ費用、収入に加算すること、③当期公益目的事業費から公益目的保有財産に係る減価償却費を控除することを指します。</p> <p>年度により収益事業等の利益の繰入れを50%とするか50%超とするかについては、法人の選択になります。</p>

		<p>当期取得支出に計上したとする。</p> <p>それから、次の年度（収益事業等の利益額の50%を繰入れ）に、最初の年度に購入した公益目的保有財産の減価償却費を計上することは認められるか。</p>		
59	I-5	<p>公益法人が行う事業の中には、営利団体では採算が取れないような事業を高度な専門家の参画を得て実施し、安価あるいは無償で、不特定多数の人々に提供することがある。このような場合の謝金、礼金、人件費等の対価は多額であっても、正当に評価し算入すべきである。</p>	民法34条 法人	<p>専門家に対する謝金、礼金等については、個別の判断ではありますが、単に金額が高いことをもって不相当とするものではなく、受けた役務等に見合った社会通念上相当の範囲内の対価であれば問題ありません。</p> <p>なお収支相償の基準の問題ではありませんが、不相当に高い支出は、特別の利益の供与の禁止という基準との関係で問題となることがあり得ます。</p>
60	I-5	<p>「剰余金の扱いその他」において、「この収支相償の判定により、著しく収益が超過し」とあるが、この場合の「著しく収益が超過」の範囲について明示されたい。</p>	民法34条 法人	<p>一定の水準を設定して形式的に判断するものではなく、当該事業の規模、剰余金が発生した経緯、法人の対応などに基づいて個別の判断となります。</p>
61	I-5	<p>「人件費等について不相当に高い支出を公益目的事業の費用として計上することは適当ではない」との指摘がガイドライン案の5項目にありましたが、適当と思われる水準はどの程度でしょうか。公表されている給与水準等での例示を求めます。</p>	民法34条 法人	<p>専門家に対する謝金、礼金等については、個別の判断ではありますが、単に金額が高いことをもって不相当とするものではなく、受けた役務等に見合った社会通念上相当の範囲内の対価であれば問題ありません。</p> <p>なお収支相償の基準の問題ではありませんが、不相当に高い支出は、特別の利益の供与の禁止という基準との関係で問題となることがあり得ます。</p>
62	I-5	<p>公益目的事業をどの単位で区分するのか、関連する事業を一つの単位にまとめることができると理解しておりますが、どの様な事業を関連した一つの事業としてまとめられるのか、具体的な、例示をお願いしたいと思います。</p> <p>また、事業区分の変更は認められているものと思われませんが、事業区分を変更する場合について、どの様</p>	その他	<p>公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同じ考え方で、法人において関連ある事業はまとめていただくことで結構です。その旨をガイドライン（案）で明確化します。また事業をまとめる際の考え方については、FAQの問V-2-①をご参照ください。</p> <p>公益目的事業の変更については、変更の認定又は変更の届出として法</p>

		<p>な基準で認められることになりますか。</p> <p>この点についての記載がありませんので、ガイドラインで明らかにしていただければと思います。</p>		<p>律に規定があります（認定法第11条、13条）。</p>
63	I-5	<p>「剰余金の扱いその他」でいう「剰余金」の計算は、個々の公益事業ごとに判定（第一段階、第二段階あわせて）することを想定しているもの（複数の公益事業を行っている場合でも、それらの公益事業全体を通算して計算することはできない）と理解しておりますが、このことを明確にガイドラインで表現していただければと思います。</p> <p>また、一方、「剰余金」について、個々の公益事業ではなく、公益目的事業の全体についての「剰余金」と考えることはできないのでしょうか。</p> <p>個々の事業が、公益事業として認められるのであれば、それを通算して、公益事業全体で判定することにより収支相償できる法人もあるのではないのでしょうか。</p>	その他	<p>収支相償の第一段階で収入が費用を上回る事業については、当該事業への特定費用準備資金に計上して、第二段階の計算を行うこととなります。この旨をガイドライン（案）で明確化します。また、第二段階の剰余金は公益目的事業全体の剰余金として用途を決めることができます。</p>
64	I-5	<p>「剰余金の扱いその他」において「事業の性質上特に必要がある場合には、個別の事情について案件ごとに判断する」となっています。具体的には、どの様な場合が許容されるのでしょうか。具体的な例として示しておいて頂ければと思います。</p>	その他	<p>個別判断の場合とは、予見しがたい事情変更により予定通りとならなかった場合などを想定しています。</p>
65	I-5	<p>1. 収益事業が無く、全てが公益事業である場合、50%超の繰入れの算出方法を適用すればよいのか。</p> <p>2. 公益資産取得等資金の当期積立て額に上限ありの注記項目が示されているが、各資金の積立て限度額＝減価償却累計額、年間積立ての限度額＝当期の減価償却費を加えて頂きたい。設備を基に公益事業を行っている場合、設備の更新は不可欠である。多数の設備を保有しており、目的支出予定時ま</p>	民法34条 法人	<p>1. 計算方法としては、収益事業等を行う法人がその利益の50%を公益目的事業財産に繰入れる場合と同様の計算方法となります。その旨、ガイドライン（案）で明確化します。</p> <p>2. 減価償却資産については減価償却引当資産が資産取得資金に該当します。収支相償においては、公益目的保有財産の取得支出や公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金へ</p>

		<p>での残存年数を求めることが不可能である為。</p> <p>3. 資金の積立て額の要件として、実際に現金を固定資金として積立てが必要か。剰余金が発生したとしてもキャッシュがあるとは限らない。未収金の増加や退職給付費用と実際の拠出金（支払額）が一致しない。従って、利益は発生し、将来の公益資産取得等資金に積み立てたいが実際の現金がないことはありうるがこの場合どうするのか。</p> <p>4. 積み立てた資金はその目的の為に使用することに限定するのか。新規の公益事業を立上げる必要が出てきた場合、固定資産等の購入のための積立金などを新規事業のために利用できないのか。また、決算が赤字となった場合に各種積立金から補填できないか。補填できなければ、資金があるのに、借入れが必要となってしまう。</p> <p>5. 剰余金とは損益計算書において発生した金額のことか。あえてこの場所で「剰余が生じる場合において」と記載しているのは収支相償の費用算出を行った後の剰余金とも読み取れるが剰余金とは何をさしているのか。</p> <p>6. 当期は赤字（欠損金）が発生し、翌期は黒字（剰余金）が発生した場合、±0という認識でよいのか？剰余金が先に発生することしか記載されていないが費用の算入に前期繰越欠損金を記載すべきではないか。</p>		<p>の繰入れ額を費用とみなしており、設備の更新を織り込んだ計算となっています。</p> <p>3. 現金がなければ資産取得資金を積むことはできません。</p> <p>4. ある公益目的事業から生じる剰余金は当該事業のために充てていただく必要があります。全くの新規事業の立ち上げは、第二段階において生じる剰余金、すなわち特定の公益目的事業に関連付けられない収入や収益事業等からの利益の繰入れが財源となります。また公益目的事業に係る赤字補填のために、公益目的事業に係る特定費用準備資金や資産取得資金を取り崩すことは出来ませんが、目的外取り崩しとなり、特定費用準備資金の取崩し額は公益目的事業比率の算定上、公益目的事業費から控除されることとなります。</p> <p>5. 剰余金とは収支相償の計算で算出されたものです。</p> <p>6. 収支相償に繰越欠損金の制度はありません。</p>
66	I-5	<p>収支相償について、「収支相償の判定により、著しく収益が超過し、その超過する収益の解消が図られないと判断される時は報告を求め、必要に応じ更なる対応を検討する。」の必要に応じて更なる対応を検討と</p>	個人	<p>報告徴収を経てもなお超過収入の解消が図られていないと判断されるときは、必要に応じ勧告、命令等の監督処分等をとることがあり得ます。</p>

		は、具体的に、どの様な対応を想定しているのか。		
67	I - 5	公益目的チェックポイントでは読みきれない部分について教えていただければ幸いです。事業実施型の法人が、例えば、公益目的事業を実施し、対価のうち10万円が余った場合、この10万円は翌年の同事業にて使い切る必要がありますか。	民法34条 法人	ある事業において収入が費用を上回った場合には、当該事業に係る特定費用準備資金として整理していただきますが、これは翌年度の当該事業費に充てるほか、中長期の計画に基づいて将来の当該事業の拡充等に充てることもでき、必ず翌年度に費消しなければならないものではありません。
68	I - 5	公益目的事業比率の算出の時に可能とされている、認定規則第16条から第18条に規定された費用（公益目的事業費用に算入することができる土地の使用に係わる費用、無償の役務の提供等に係る費用および特定費用準備資金）については、用途が特定されている場合には、収支相償の第一段階から算入することができるべきである。	民法34条 法人	公益目的事業比率の算定の際に、費用に現れない法人の活動を費用とみなす調整項目のうち、土地の使用に係る費用額及び無償の役務の提供等に係る費用額は、法人においてはみなし費用の認識時に同額のみなし収益が立つことから、収支相償については計算の簡素化のため、みなし費用及びみなし収益の両者を除いています。残る調整項目である特定費用準備資金はみなし費用とみなし収益の両建てという関係がなく、将来の費用の先取りとなることから、計算に含めたものです。
69	I - 5	公益認定申請時、対象事業年度で収支相償を行うこととされているが、周期的に開催する事業、もしくは年度により収入・支出の変動が大きな事業がある場合には、過去数ヶ年の収入と支出を勘案して、対象事業年度の収入・費用を算出してもよいとすべき。	民法34条 法人	収支相償の基準は、公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められることから設けられたものです。 一方で、事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立つて行う必要があることから、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。仮にある事業において収入が費用を上回った場合には、翌年度の当該事業費や将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備資金への積立てをもって費用と見なすことによって、中長期では収支が相償

				<p>することが確認されれば、本基準は満たすものとしています。</p> <p>このように公益目的事業の中長期の収支のバランスを見るという観点に立って、収支相償の計算方法を定めています。</p>
70	I-5	<p>公益認定を受ける財団は、利益を出してはいけない（800万円が限度）とありますが、もし、財団が多額の借入れにより設備投資を実施していた場合には、利益を出さない限り債務の返済はできず存続が困難となります。寄付金だけで債務を返済することも事実的に難しい財団は、公益認定は受けられない、ということなのでしょうか。</p>	個人	<p>借入金とは公益目的事業財産に算入されず、公益目的事業に関する収入には含まれません。公益目的事業のために特に借り入れたときの利払い費や、借入れにより取得した公益目的保有財産に係る減価償却費は公益目的事業費となり得ます。なお、公益目的事業の資金繰りのためのつなぎ融資を受けたときは、返済時に公益目的事業の収支上剰余が生じ得ますので、個別の事情として斟酌することもあり得ます。</p>
71	I-5	<p>収支相償について、二段階で判断するとあるが、二つの段階の関係性が良く分からない（①かつ②なのか、①又は②なのか）。</p> <p>①かつ②とすると「第一段階の収支相償を満たさない事業の収支については、第二段階の審査における、第一段階の収支相償を満たす事業の収益と費用とその他の公益目的事業の収益と費用の各々の合算に組み入れないこととされるようであるが、そうであれば「第1段階の収支相償を満たさない事業」について、その収支差額（黒字）が極端に大きい場合は、ガイドライン上は収支相償を満たしても公益目的事業全体として収支相償を満たさない場合がでてくるのではないか。</p> <p>また、収支相償については、収益が費用を1円たりとも超えてはならないのか。①かつ②と解する場合、公益目的事業に関する収支は常に赤字である必要があるが、最も単純な公益法人の場合、会費で公益事業費用と管理費用を賄っており、公益事</p>	その他	<p>法律において、公益目的事業については、事業に係る収入はその実施に要する適正な費用を償う額を超えないことが定められているため、第一段階として事業単位で収支を見ることが必要となります。しかし、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないものの、法人の公益活動に属する収支が存在するため、次の段階として法人全体で収支を見ることがとされたものです。その際には、毎年度その年に実際に受けた収入がかかった費用を必ず下回るようにすることは困難と考えられるため、収入が費用を上回った場合でも特定費用準備資金に積立てることで費用と見なし、収支相償を満たすものと取り扱うこととしたものです。毎年度、収入が費用を1円たりとも超えてはならないということではありません。このような扱いをすることによって法人は財産を公益目的に現在使うか、将来使うかの選択が可能となります。</p> <p>収支相償の第一段階で収入が費用を上回る事業については、当該事業</p>

		<p>業にかかる収支は通常黒字であるはずであり、赤字でなければならないという基準は非現実的ではないか。</p> <p>仮にそのような黒字の法人は(4)①の剰余金の繰入等を行わせ基準合格とするという救済措置をとるとするのが運用全体の趣旨であるとした場合にも、次のような法人会計全体として剰余金が出ない場合は問題が残るのではないか。</p> <p>収入5千万円 会費収入 3千万円 収益事業収入2千万円支出5千万円 公益目的事業に関する費用3千百万円 管理費用9百万円、収益事業にかかる支出1千万円、剰余金0円</p>		<p>への特定費用準備資金に計上して、第二段階の計算を行うことになりま。この旨をガイドライン（案）で明確化します。</p> <p>また、管理費に充てるための収入は公益目的事業に係る収入には含めません。</p>
72	I-5	<p>法人が公益事業の奨励・促進のための補助金を受けて公益目的事業を実施している場合は、収支相償において補助金を除外すべきである。</p>	その他	<p>公益目的事業に充てるために補助金を受け取る場合に、収支相償の計算においてその補助金収入を公益目的事業に関する収入から除外する理由はありません。</p>
73	I-5	<p>1. 公益目的事業比率の算定にあたっては、「無償の役務の提供に係る費用額」を算定し、費用の額に算入することを認めているが、収支相償の第一段階の判定においても、同様の規定を設けていただきたい。</p> <p>2. 収支相償の第二段階にある「公益目的事業に係る会計に属するが、特定の事業とも関連づけられない公益に係るその他の経常収益及び経常費用」とは、どのようなものを想定しているのか具体的な説明が必要である。</p>	その他	<p>1. 無償の役務提供等における無償とは、提供等を受けて通常支払うべき対価の支払いを提供者から免除される（すなわち債務免除益が生じる）のと同じことを意味します。公益目的事業比率は費用のみを対象とすることから事業比率に算入する意味がありますが、収支相償は費用と収入の比較であり、無償の役務提供等はみなし収入とみなし費用が両建てとなって、両者は当然に一致しますので、計算に含める意味がありません。</p> <p>2. 公益目的保有財産から生じた運用益、公益活動のためとして一般的に受けた寄附金収入、使途を定めず徴収して公益目的事業財産に繰入れる会費収入等を想定しています。</p>
74	I-5 I-7	<p>認定法第5条の公益目的収入および公益目的比率について、ガイドライン案で定められている公益目的収</p>	民法34条 法人	<p>FAQの問V-3-④、V-4-④をご参照ください。</p>

		入(4)剰余金の扱いその他および公益目的比率(4)特定費用準備資金に関連して芸術活動の年ごとの収支変動に対応する損失調整準備資金の積み立てを可能にしていきたい。		
75	I-6	<p>現行の公益法人においては、収益事業部門において赤字を抱えている場合もある。現行の指導監督基準から見ても、こういった法人は、収益事業を行う目的からははずれているものと考えられるが、認定の際は、この赤字の具合をどのように判断するのか基準が欲しい。赤字であっても、諸般の事情により収益事業をやめることができない法人もある。</p>	その他	<p>公益法人の収益事業は公益目的事業を支えるために行われるものであり、ある年度に赤字を計上した場合、その理由は今後の見通しについて説明を求めることはありますが、直ちに公益目的事業に支障を及ぼすおそれがあるとするかは個別の判断になります。ただし法人において過去の経緯に捉われず事業性の判断をしていただくことは重要です。</p>
76	I-6	<p>公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれとして収益事業等への資源配分や事業内容により公益目的事業への円滑な実施に支障が生じる可能性が挙げられているが、資源配分とは何か、事業内容如何とは何を意味するのか、これらによりどのような支障が生ずる可能性があるというのか、具体的な内容を示されたい。 (例)</p> <p>① 職員の大半（7割以上）が収益事業に従事している。</p> <p>② 公益目的事業費が過少であるにもかかわらず、収益事業等による収益が少ないため、これを公益目的事業に使用することができない。</p> <p>③ 収益事業等に要する経費のための借入れが負債の過半を占めている。</p> <p>④ 収益事業等の借入金のため、法人の重要な資産（基本財産等）が担保に供されている。</p>	その他	<p>公益目的事業の円滑な実施に支障が及ぼすおそれが生じるかどうかは個別の判断になりますが、人材、資本の収益事業等への投入が過重である場合や、収益事業等が公益法人の社会的信用に大きく影響する場合に公益目的事業の円滑な実施に支障が生じる可能性が考えられます。</p>
77	I-7	<p>この度、ガイドラインで土地の使用に係る費用額を公益事業比率に算入するとの事ですが、さらに自社保有の建物に対しても見做し家賃を同様に検討して欲しい。しかし数多の現在の公益法人は、その保有財産(土</p>	民法34条 法人	<p>自社保有の建物については、各年度に減価償却費、維持修繕費等が計上されますので、みなし費用の対象にすることは適当ではありません。</p> <p>また、公益目的事業費と収益事業等費とを全く異なる考え方で算出す</p>

		<p>地／建物）を運用した利益を財源として、自前の公益事業を展開しています。かかる資産に当然伴う、収益事業管理費（固定資産税、減価償却費等）により比率式の分母が特に一等地に資産を有する法人では異常に高額となり（その代わり高収益／大規模公益事業が可能）その公益事業比率を逆に大幅に下落させる事になります。法人の公益性をこの比率式で判定するのは誠に不適切です。即ちビル賃貸業の利益率は50%以下である故、この場合公益事業管理費は零以下でなければ公益比率50%クリアは理論上、不可能になります。従って民の活力で公益事業が拡大出来る様に収益事業管理費（固定資産税、減価償却費等）を比率式の分母から削除する様、補正をお願い致します。</p>		<p>るのは、費用で計った公益目的事業の規模が全事業等の50%以上を占めるものとした法の趣旨から困難です。</p> <p>公益法人の収益事業等は、公益目的事業を支えるためという位置づけであり、事業規模で50%を超えてはならないというのが認定法の定めとなっています。</p>
78	I - 7	<p>事業費に含むことができる例示に、「公益目的事業」の定義（公益法人認定法第2条第4号）に係わる事業区分13（助成）の無償奨学金についての無利息貸与金は、公益目的事業の費用として算入することができることを加えるべきである。</p>	民法34条 法人	<p>融資について、無利子又は低利による優遇条件をみなし費用として計算し、公益目的事業比率に算入できるよう、施行規則を改正します。</p>
79	I - 7	<p>個々の提供者の活動に関して書類を作成するようになっているが、当団体の活動においては、ボランティアの奉仕を欠かすことができず年間多数の方々に活動を支えていただいている。</p> <p>そのため、それぞれに詳細な書類を作成し署名をいただくだけでも、相当の時間と役務を要することは必至であり、当方にとって事務的に煩雑、多忙になることが予測できる。その点をご考慮いただき、作成書類の内容の簡素化等ご検討いただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>提供のあった日時、役務等の内容、単価とその根拠、法人の事業との関係については記録がなければ、みなし費用の計算ができないものと考えます。また、提供を受けたことを証するためには、提供者の署名、連絡先が原則として必要です。書類の書式については、所要の情報が書類全体から明らかであれば、適宜のものでよく、提供者自身が全ての情報を記載する必要はなく、また各提供者毎に日時、役務等の内容等を記載する必要はありません。</p>
80	I - 7	<p>当財団は学生生徒に対し、奨学金の無償貸与を事業としており、その他の事業は行っていないため、公益</p>	民法34条 法人	<p>融資について、無利子又は低利による優遇条件をみなし費用として計算し、公益目的事業比率に算入でき</p>

		<p>事業費の支出は奨学金の貸与に係る事業費のみであります。支出した奨学金は、貸借対照表上は奨学金貸付金として計上しています。</p> <p>尚、運用財産に土地を所有し、その収入賃貸料の全額から経費を差し引いて事業費に繰入れています、この部分は税務上収益事業にあたり、支出面では固定資産税や法人税等の支出が全体の支出の50%以上となっており、費用区分で管理費となると思います。</p> <p>① この奨学貸付金を、何らかの形で公益事業費に計上する方法を考えて頂きたい。</p> <p>② その方法として、貸付金残高に一定の利率を定めて、利息分を計算上公益事業費に加算する方法を検討頂きたい。</p> <p>このことは、無償の役務提供を認めておられるので、これに準じてお考え頂きたい。</p>		<p>るよう、施行規則を改正します。</p>
81	I-7	<p>不動産運用の利益総てを公益活動に投入している法人について、公益目的事業費率算定に関し（認定法第15条、同規則「第12～20条」関係）、次のような対応をされたい。</p> <p>1. 「公益」「収益」「管理」の各費用の区分・配賦については、各法人の実態に即して配賦・控除ができるように、弾力的に運用されたい。</p> <p>2. 固定資産を活用した収益事業で、利益総てを公益事業費に充てている法人の「減価償却費」は、公益活動の礎と認識し、公益事業費に含めて計算できるようにされたい。</p> <p>3. 研究所敷地等公益事業に活用している土地がある場合、公益事業費に限って、当該土地の見なし評価額（賃料相当額）を算入することを許容されたい。</p> <p>4. 租税公課については、結果的に</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>1. 配賦は、法人の実態に応じて適正な基準で配賦することとなりますが、不動産賃貸業の利益の100%を公益目的事業に充てるとしても、当該賃貸業に係る費用は公益目的事業費に算入することはできません。FAQの間V-3-①をご参照ください。</p> <p>2. 公益目的事業費と収益事業費等を全く異なる考え方で算出するのは、費用で計った公益目的事業の規模が全事業等の50%以上を占めるものとした法の趣旨から困難です。</p> <p>3. 公益目的事業に使用する所有地に係るみなし費用を算入する場合には、収益事業等に使用している所有地があるときは、収益事業等費用にもみなし費用を算入する必要があります。また、複数の事業で使用する所有地がある場合には、</p>

		発生するものであり、また、公の負担でもあることから、事業費比率の計算には算入しない運用とされたい。		使用する事業毎に面積比等に応じて配賦することになります。この旨をガイドライン（案）で明確化します。 4. 法人税は事業費に算入されませんが、固定資産税は各事業費に算入されます。
82	I-7	事業費と管理費の「事業費に含むことができる例示」について、「法人の実態に応じて算入する」を明確な基準として規定されたい。	民法34条 法人	FAQの問V-3-②をご参照ください。
83	I-7	無償の役務の提供者の記録要件をもっと緩やかにされたい。無償の役務の提供者は、正にボランティアとして法人の活動に賛同し参画していただく方々であり、「日時、役務等の内容、単価とその根拠、法人の事業との関係」は法人側で記載するとしても、住所、氏名に加え署名まで求めるのは行き過ぎと思われる。 まして、今日は個人情報の保護を図るべき時代であり、軽々にボランティアの方々の住所まで記載を求めることは難しく、ボランティアの方々の参加意識の欠如に繋がるものと考えられる。	民法34条 法人	提供のあった日時、役務等の内容、単価とその根拠、法人の事業との関係については記録がなければ、みなし費用の計算ができないものと考えます。また、提供を受けたことを証するためには、提供者の署名、連絡先が原則として必要です。書類の書式については、所要の情報が書類全体から明らかであれば、適宜のものでよく、提供者自身が全ての情報を記載する必要はなく、また各提供者毎に日時、役務等の内容等を記載する必要はありません。
84	I-7	公益目的事業比率が50%超とされているが、その分母には公益目的事業費、収益事業の事業費、管理費とすることとされている。公益法人の一部では、研修事業、仮に公益事業に関係する消耗品、特定機器などの販売を行って収益事業として区分経理しているが、公益事業と公益目的と密接に関係する事業（法人税法では課税事業に含む）は、公益事業に加えて50%基準を判定の根拠とできないかどうかお知らせください。 他の公益法人等（学校法人、社会福祉法人、更正保護法人等）の設立、運営、税務との均衡を保ってほしい。	その他	公益目的事業と収益事業等を明確に区別し、費用で計った公益目的事業の規模が法人の事業規模の50%以上を占めるものとした法の趣旨から、収益事業等が例え公益目的事業と密接に関連するものであっても、当該収益事業等に係る費用を公益目的事業費に加えて公益目的事業比率に算入することはできません。
85	I-7	特定費用準備資金として、学協会	その他	周年記念事業や国際会議開催のた

		<p>が行う周年記念事業（例えば20周年、50周年など）や国際会議開催のための積み立ても含んでいただきたい。</p> <p>また、ガイドラインには特定費用準備資金について「繰越金、予備費等、将来の単なる備えとして積み立てる場合は本要件を満たさない」とあるが、大規模な国際会議を主催するような場合には、テロ、ストライキなどの不可抗力により多大の損害を被る恐れがあり、相当の資金の余裕が必要であり、このような資金について、その事業のための特定費用準備資金の中に盛り込むことは可能か。</p> <p>このような積み立てが認められないと、国際交流分野でわが国の学会活動が大きく制約される恐れがあるため。</p>		<p>めの積立ては、目的、時期が具体的であるなど要件に合致するものは特定費用準備資金の対象とすることができます。</p> <p>大規模な国際会議における危機管理のための備えについては、経験則、類例等に基づいて合理的に見積もり、特定費用準備資金の積立てに加算することは可能です。</p>
86	I-7	<p>無償の役務提供等に係る費用額については「役務の提供があった事実を証するもの及び必要対価の額の算定根拠」として、提供者の住所、氏名、日時、役務等の内容、単価とその根拠、法人の事業との関係、提供者署名を記載した書類を求めています。上記の項目のうち、「法人の事業との関係」及び「提供者署名」を求めることに疑問を持ちます。</p> <p>地域内の清掃、環境美化、史跡の復元などは、多数のボランティアの方々が行っており、無償で奉仕をするこれらの多数の方々は、純粋なお気持ちで協力して下さっているのですから、個人情報に類する「法人との関係」や、まして「提供者の署名」を求めるのは、「自発的」で純粋な善意に冷水を浴びせることとなり、規律の強制によって公益活動の萎縮を招来するのではないかと危惧いたします。</p> <p>したがって、この二項目を削除していただくか、または、「提供者署</p>	民法34条 法人	<p>提供のあった日時、役務等の内容、単価とその根拠、法人の事業との関係については記録がなければ、みなし費用の計算ができないものと考えます。また、提供を受けたことを証するためには、提供者の署名、連絡先が原則として必要です。書類の書式については、所要の情報が書類全体から明らかであれば、適宜のものでよく、提供者自身が全ての情報を記載する必要はなく、また各提供者毎に日時、役務等の内容等を記載する必要はありません。</p>

		名」については「公益活動主催者の署名」に、また、「法人の事業との関係」については「主催者側の記述でも可」としていただきたいと考えます。		
87	I-7	無償の役務の提供等に関し、「法人は提供等があることにつき予め把握しており」とあるが、「予め」は削除していただきたい。	民法34条 法人	公益法人が受ける無償の役務一般について「予め」という条件を求めるものではありません。公益目的事業比率において費用への算入が可能な無償の役務等については、提供を受ける目算が立っている必要があると考えています。法人は、申請時において公益目的事業比率の見込みを計算しますが、そのためには無償の役務等については目算が立っていなければ計算が困難であることにつきご理解下さい。
88	I-7	現行公益法人の中には、立派な公益活動を行っているにもかかわらず公益目的事業比率基準に達し得ないとして困惑している法人が数多く見られる。その中でも代表的と思われるのは、公益目的事業の原資をもっぱら収益事業の収益に依存している法人、また、公益目的事業を貸付金の形で実施している法人である。このような法人は、公益目的事業比率基準を満たすのが難しいのが実情であり、内閣府令、場合によっては法の改正も視野に入れご検討いただきたい。	民法34条 法人	収益事業からの利益に依存している法人について、公益目的事業費用と収益事業等費用とを全く異なる考え方で算出するのは、公益目的事業と収益事業等とを明確に区別し、費用で計った公益目的事業の規模が法人の事業規模の50%以上を占めるものとした法の趣旨から困難です。公益法人の収益事業等は、公益目的事業を支えるために行われるという位置づけであり、事業規模で50%を超えてはならないというのが認定法の定めるところです。 融資事業については、無利子又は低利による優遇条件をみなし費用として計算し、公益目的事業比率に算入できるよう、認定規則を改正します。
89	I-7	災害救援準備資金（将来発生する地震や津波、台風等自然災害による被災者を救援するために積立てる資金）も特定費用準備資金として認めていただきたい。特定費用準備資金の要件として「当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること」「積立限度額が合理的に算定さ	民法34条 法人	災害救援活動を事業として行うことを定款において位置づけている法人は、大規模災害時の緊急支援のための備えを、過去の実績や類例等に基づいて合理的に見積もり、特定費用準備資金として積立てることは可能です。

		れていること」等の要件が挙げられている。しかし、将来の災害を想定した災害救援準備資金の場合は、活動の時期は不確定でも活動を行う蓋然性は高いと思われる。また、積立限度額は、当該団体が災害時に実施しようと計画している救援活動の規模に応じて自主的に設定し、その説明をつけることができれば、「合理的に算定されている」と見てよいのではないかと考えられる。		
90	I-7	<p>特定費用準備資金について、「第1号の「資金の目的である活動を行うことが見込まれること」とは、活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであることを要する。」とありますが、下記のケースは特定準備資金に該当するでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費収入等法人の収入は限られているため法人の安定的な継続運用のために、訴訟等のリスク対応のために基金を設定していますが、この様なリスク対応等を対象とする基金も公益目的事業を継続的に実施するために必要であるので、ある限度額までは特定準備資金として認めていただきたい。 ・都市再開発計画により、現在の事務所を移転することが3年以内に必要になっています。事務所の移転には諸経費が掛かり、当該年度の費用で賄うには資金不足が予想されるため、今から積み立てが必要になります。この様な資金は特定費用準備資金として認めていただきたい。 	民法34条 法人	<p>特定費用準備資金は資金の目的である活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであることが必要です。</p> <p>ご質問の訴訟リスクについては、訴訟に至るほど当事者間での争いの度合いが高まっていけば別ですが、将来の訴訟リスクへの一般的な備えであれば、内容、時期、費用などの具体的な見積もりが困難ではないかと考えられます。</p> <p>現在の事務所の移転については、内容、時期、金額についての具体的な見通しが可能なようですので、支出の性格に応じ、特定費用準備資金又は資産取得資金の積立対象になると考えられます。</p>
91	I-7	無償の役務の提供等に係る費用額として、行政側で基準表を作成し、会場等であれば使用した日時と住所、役務提供者であれば住所・氏名の自署のみを記載した書類を作成し、あとは基準表に当てはめて機械的に試	民法34条 法人	個々の役務等ごとに単価の算定根拠を探す手間をかけていただく必要はなく、役務提供地における最低賃金に拠ることが可能です。

		<p>算する形式のほうが合理的であり、不正の可能性も低い。</p> <p>(基準表の例：会議室等〇〇㎡あたり〇〇円、屋外公園等〇〇㎡あたり〇〇円、人件費・事務処理1時間あたり〇〇円、肉体労働1時間あたり〇〇円、講師指導等1時間あたり〇〇円といった項目を表にする。)</p> <p>私どものようなNGOの場合、活動において無償の会場を探したり、ボランティアと一緒に活動することは基本であり、無償の役務の提供等に係る費用について、毎回試算根拠を探し記載の書類を作成していたのでは、それだけで本来事業に支障をきたすくらいの事務処理量となってしまう。</p>		
92	I-7	<p>認定規則第19条（関連する費用額の配賦）において、「事業費、管理費に共通して発生する関連費用は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない」と規定されていますが、すべての共通費用について、網羅的に厳密に（義務的に）配賦しなければならないのですか。</p>	民法34条 法人	<p>共通費用については、適正な基準で配賦することができるということであり、配賦が困難又は過重な事務負担であれば、認定規則第19条の定めるところに従い、管理費等とすることができます。</p>
93	I-7	<p>公益目的事業費率の算出に際して、収益事業の「商品仕入額」を除外していただきたい。</p> <p>当財団は、財源が、基本財産運用益、寄付金のほか、低金利の現在では財団経営売店の売上利益が大きな比重を占めています。しかし、売店を経営し、売上利益を得るためには、当然、商品の仕入金を必要とします。</p> <p>収益事業費全額をベースにした計算では公益事業比率を50%以上とするのは不可能であり、公益財団を目指すには売店事業を中止せざるを得ず、その場合には研究助成費の大幅な減少を招いてしまいます。</p> <p>収益事業費の多くの部分を商品仕入金が占めるため、収益事業費から</p>	民法34条 法人	<p>公益目的事業費用と収益事業等費用とを全く異なる考え方で算出するのは、費用で計った公益目的事業の規模が法人の事業規模の50%以上を占めるものとした法の趣旨から困難です。公益法人の収益事業等は、公益目的事業を支えるために行われるという位置づけであり、事業規模で50%を超えてはならないというのが認定法の定めるところです。</p>

		<p>商品仕入金を除外出来れば、公益目的事業費率50%を実現できるのは可能と考えています。</p> <p>県や市かの助成を全く受けずに公益事業を行ってきた当財団といたしましては商品仕入金を除外していただきたいと切に願うものです。それが、独立独歩の公益法人を育てるひとつの方策ではないかと思えます。ぜひ、よろしくお願い申し上げます。</p>		
94	I-7	<p>無償の役務の提供等に係る費用額に関する「必要対価の額」について、合理的な算定根拠に拠るか、役務等の提供地における最低賃金に基づいて計算することとされているが、ガイドラインにおいて、この「合理的な算定根拠」を例示等で具体的に明らかにするべきである。</p> <p>地域の法人及び個人事業主が会員である当協会においては、ボランティアで事業運営に協力いただく方は、法人の代表者や役員又は事業主本人であることが大半であり、経営者としての人脈や見識を活用させていただいているのが現状である。</p> <p>このような方々に対して、ボランティア活動のみなし対価が最低賃金となる旨説明することにより、活動意欲が低下することが懸念されることから、その社会的地位を踏まえて「必要対価の額」を算出することが望ましいものとする。</p> <p>したがって、合理的な算定根拠を例示等で具体的に明らかにする必要があるものとする。</p>	民法34条 法人	必要対価の額とは、公益法人において当該役務を調達するのに通常負担すべき額であり、ガイドライン（案）でその旨明確化します。提供した役務が同じにもかかわらず、提供者の社会的地位によって単価が変わることはありません。
95	I-7	<p>10年ごとに実施する、創立何十周年事業として公益目的事業を行う目的で積み立てる特定費用準備資金への繰入額は、公益目的事業費に算入できるようにしていただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>実施までに10年を超える事業は合理的な見積もりが一般には困難な場合が多いであろうということで例として挙げたもので、10年を超える事業は一律に対象としないということではありません。事業の具体的計画、過去の実績値等に基づいて合理的に見積もることが可能な限りで、特定</p>

				費用準備資金の対象とすることが可能です。
96	I-7	<p>事業費に含むことができる管理費について、法人の実態に応じて事業費に算入することができる管理費（人件費）が判断されるとのことですが、その判断の基準などは具体的にはどのような内容になるのでしょうか、または、ガイドラインにお示しいただけますでしょうか。</p> <p>また、現在15の文化施設を所管している私どもの財団では、法人全体の労務・人事、経理、施設管理などに、多くの職員が従事しており、財団業務、組織経営を円滑に実施するために、これらの管理業務は不可欠です。</p> <p>これらの管理的経費も事業費に含まれることを明示していただくよう希望します。</p>	民法34条 法人	<p>事業費と管理費の配賦についてFAQの問V-3-②をご参照ください。</p> <p>また、総務、会計、人事、厚生などの管理部門の費用は、法人の各事業との関連性のあるものは実態に応じて各事業費に算入される可能性があります。法人全体に係るものは管理費になると考えられます。なお、公益目的事業のみ実施する法人の管理費は適正な範囲で公益目的事業財産から割り振ることが可能です。</p>
97	I-7	<p>特定費用準備資金について、「将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用」に加え、その運用果実のみに「毎年定常的に行っている活動を通常の事業規模で実施するための費用」が充てられる場合に限っては、特定費用準備資金と認められるべき。</p>	民法34条 法人	<p>特定費用準備資金の「毎年定常的に行っている活動～」の条件については、定常的に行っている事業の物価上昇分の費用増や一定のペースでの事業の拡大も対象となり得るため、ガイドライン（案）を修正します。</p>
98	I-7	<p>法人は無償の役務の提供等を予め把握していることとあるが、実態にそぐわないと思われるので、削除もしくは変更いただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>公益法人が受ける無償の役務一般について「予め」という条件を求めものではありません。公益目的事業比率において費用への算入が可能な無償の役務等については、提供を受ける目算が立っている必要があると考えています。法人は、申請時において公益目的事業比率の見込みを計算しますが、そのためには無償の役務等については目算が立っていなければ計算が困難であることにつきご理解ください。</p>
99	I-7	<p>特定費用準備資金について、法人が積み立てるものの中に、公益目的事業と共益事業の両方に支出される</p>	その他	<p>特定費用準備資金の枠組みを利用せずに事業を実施する場合には、かかった総事業費は何れにせよ公益目</p>

		と見込まれる「創立〇〇周年記念事業積立金」のような性格を有する積立金がある。公益目的事業と共益事業の両方に支出されると見込まれるが、事業計画が具体化しておらず、その区分が困難なために一体的に積み立てられている資金の取扱いを明示されたい。		的事業費か共益事業費かに配賦する必要があります。したがって特定準備資金として積み立てる場合にも、事業区分別に資金を積み立てていただくことが適当です。
100	I-7	無償の役務の提供等に係る費用額としての『必要対価の額』は、合理的な算定根拠に拠るか、役務等の提供地における最低賃金に基づいて計算する。の「合理的な算定根拠」として、民間企業等からの出向者については、その給与の実額とすべきである。現在多くの公益法人（特に社団）では、会員会社等から専門家を出向または派遣の形で迎えて、役務提供願ひ、公益事業を実施している。このような場合は出向元の会社等が実際に支給している額を必要な対価と考え、公益目的事業の経費とすべきである。	民法34条 法人	必要対価の額とは、公益法人が、その役務の調達等について通常負担すべき額であり、民間企業等からの出向者については、当該企業等からの給与が指標になり得ると考えますが、行政庁からは計算の根拠を求めることがあります。
101	I-7	現行法人が建物を基本財産として設立した財団の場合、その賃貸借の収益を公益目的事業実施の根幹的な財源としている法人の例が多いので、経年より建物の維持管理は大きくなる。このような場合、公益目的事業比率が50%を超えることが困難であることも生じるので、基本財産は財団の存立の基本であるという特質を考慮し、公益目的事業比率の算定から当該建物の維持管理にかかる費用を除外できるようにすべきである。	その他	公益目的事業費用と収益事業等費用とを全く異なる考え方で算出するのは、公益目的事業と収益事業等を明確に区別し、費用で計った公益目的事業の規模が法人の事業規模の50%以上を占めるものとした法の趣旨から困難です。公益法人の収益事業等は、公益目的事業を支えるために行われるという位置づけであり、事業規模で50%を超えてはならないというのが認定法の定めるところです。
102	I-7	共済事業における事業費の捉え方にあたっては、「共済金」、「返戻金」、「割戻金」は、含まれないものとなることを要望します。	民法34条 法人	「共済金」、「返戻金」、「割戻金」が損益計算書上の経常費用に計上されるものであれば、事業比率の計算でも含まれることとなります。
103	I-7	公益目的事業比率の算定と公益目的事業に係る事業費と管理費の仕分けの基準が未だ不明確であると考えます。	民法34条 法人	FAQの間V-3-②をご参照ください。

104	I-7	理事報酬や事業部門の管理者の person 費、管理部門で発生する person 費を公益目的事業の従事割合に応じて公益目的事業の事業費に配賦できる旨記載されているが、実際の審査においては、従事割合を算定する際に業務日誌等により関係者が公益目的事業に従事する時間管理を厳格に行うことまで想定しているのか、あるいはより簡便な方法でアロケーションすることも許されるのか確認しておきたい。	その他	FAQの問V-3-②をご参照ください。
105	I-7	「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦基準として、建物面積比、職員数比、従事割合、使用割合を参考にするとされているが、具体的な計算にあたっては、各法人の裁量が認められると考えてよいか。	民法34条 法人	FAQの問V-3-②をご参照ください。
106	I-7	取次事業を行っているが販売高と仕入原価の科目は使用せず、相殺した利益のみを収入として過去から処理しております。財務諸表では仕入れ原価を表示していないことから、この場合の取扱い方を、仕入原価を費用額に算入しなくてもよい、としてガイドラインに定めていただきたい。	民法34条 法人	ガイドラインで定める事項ではなく、公正妥当な会計慣行に則っているかどうかで判断される問題です。
107	I-7	機関（総会、評議員会、理事会等）の頻繁な開催は、公益法人経営におけるガバナンス強化の観点から奨励されるべきものである。また、理事会の内容が会員啓発のための講演、事業の成果報告など、公共事業の実施そのものと判断できる場合もある。 従って、機関の開催運営費は、事業費に算入する、もしくは、公益目的事業比率の計算から控除すべきである。	民法34条 法人	公益目的事業の実施そのものと認められる会議に係る費用は公益目的事業費に算入することが可能ですが、通常の総会・評議員会・理事会の開催は法人の管理運営業務に属し、その費用は典型的な管理費です。
108	I-7	例えば、公益事業を継続的に実施するための基金を有し、毎年、基金から生じる運用益の中から一定額を取崩し、当該公益事業の事業費の一	民法34条 法人	財団法人の基本財産又は運用財産のように、その運用益によって公益目的事業を実施する場合など、その果実とその果実を充てる公益目的事

		部に充当している場合、当該基金は、「特定費用準備資金」に該当するか。		業費の規模との関係から、公益目的事業の財源として実質的に寄与している金融資産は、公益目的保有財産に該当する可能性があります。
109	I-7	10年を超える事業は対象としないとしているが、10年を超えて取り組むものは稀ではない（例：伊勢神宮式年遷宮、常磐新線、関西国際空港の募金）。ガイドラインを改めるべきである。	民法34条 法人	実施までに10年を超える事業は合理的な見積もりが一般には困難な場合が多いであろうということで例として挙げたもので、10年を超える事業は一律に対象としないということではありません。事業の具体的計画、過去の実績値等に基づいて合理的に見積もることが可能な限りで、特定費用準備資金の対象とすることが可能です。
110	I-7	「特定費用準備資金」については、天災地変若しくは経済社会の変動に伴い公益目的事業を行ううえで、緊急に対応すべく準備資金として積み立てられているものがあるが、これの取り崩しについて「特別の手続きが定められていること」とは、理事会の議決が必要と云う定めがあれば宜しいと理解してよいか。	民法34条 法人	一般的に変遷地異、経済社会の変動に備えるための資金というのは、資金の目的である活動や時期の具体性との関係から特定費用準備資金の要件を満たすことが難しい場合が多いと考えられますが、特定費用準備資金の目的外取崩しを理事会決議に拠るとすることは差し支えありません。 なお、公益目的事業に係る特定費用準備資金は通常は公益目的取得財産残額に含まれることから、公益認定の取消し時等には他の公益法人等に資金相当額を贈与することになります。
111	I-7	役務の提供があった事実の証明と必要対価の算定根拠として求められる書類の例示がありましたが、当団体のように、全国各地で1,000名以上の在宅形式でボランティアの方にご協力いただいている団体では、指定の項目への対応に困難が予想されます。より簡易な方法での確認を求めます。	民法34条 法人	在宅形式のボランティアの場合には、提供者の署名に替え、作業等依頼時のやりとりで受領した封書を証拠とすることで差し支えありません。
112	I-7	地震や津波等の自然災害他、紛争、飢餓等に対応する支出はいつ、どこで発生するかは前もって予想ができないものの、近年の実績から見て、蓋然性の高い費用です。また、災害	民法34条 法人	災害救援等を事業として行うことを定款において位置づけている法人は、災害等発生時の緊急支援のための備えを、過去の実績や類例等に基づいて合理的に見積もり、特定費用

		<p>発生後の初動が重要であることから、あらかじめこのための資金を手元に残しておくことの必要性が高まっております。このような資金が特定費用準備資金の要件に合致するものとして取り扱っていただけますようお願いいたします。</p>		<p>準備資金として積立てることは可能です。</p> <p>法人が災害等発生時の自らの事業の復旧等のために資金を積立てる場合については、FAQの間V-3-⑤をご参照ください。</p> <p>災害救援等を事業として行うことを定款において位置づけていない法人が、災害時等の義捐金支出に充てるために資金を積立てる場合は、資金の目的である活動や時期の具体性との関係から特定費用準備資金の要件を満たすことが難しい場合が多いと考えられます。なお、公益目的事業に係る特定費用準備資金は通常は公益目的取得財産残額に含まれることから、公益認定の取消し時等には他の公益法人等に資金相当額を贈与することになります。</p>
113	I-7	<p>助成財団の中には、公益目的事業の費用を収益事業に依存している財団や公益目的事業としての貸付を主たる事業（貸与型奨学金等）としている財団が存在する。このような助成財団は、現状のままでは公益目的事業比率の基準を満たすことが難しい実情にあり、対処策を検討いただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>融資について、無利子又は低利による優遇条件をみなし費用として計算し、公益目的事業比率に算入できるよう、施行規則を改正します。</p>
114	I-7	<p>自然災害の多い日本において、将来発生するであろう自然災害による被災地の支援を目的とした準備資金は「特定費用準備資金」に算入していただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>災害救援等を事業として行うことを定款において位置づけている法人は、災害等発生時の緊急支援のための備えを、過去の実績や類例等に基づいて合理的に見積もり、特定費用準備資金として積立てることは可能です。</p>
115	I-7	<p>事業内容により施設設備（自己所有）の保有が事業の円滑な推進のため不可欠である団体もある。このような場合は、改修、修繕は安全性等確保のため必要不可欠なものであり、毎年一定額の修繕・改修費の積立てを特定費用準備資金として費用計上の対象としていただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>FAQの間V-4-④、⑤をご参照ください。</p>

		また、事業を行う場合、積立金（運転資金積立金、価格調整金積立金等）、引当金が不可欠な団体もあり、限定された範囲において、積立金等を費用計上の対象としていただきたい。		
116	I-7	<p>認定規則第18条第1項では、『将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用』には、毎年定常的に行っている活動を通常の事業規模で実施するための費用は含まれない。』と定められている。</p> <p>当会では、社会貢献活動を継続的に実施するための基金を有し、毎年、基金から生じる運用益の中から一定額を取崩し、社会貢献活動事業費の一部に充当している。</p> <p>このような社会貢献活動を実施するための基金は、「特定費用準備資金」に該当するという認識でいるが、それでよいか確認したい。</p>	民法34条 法人	財団法人の基本財産又は運用財産のように、その運用益によって公益目的事業を実施する場合など、その果実とその果実を充てる公益目的事業費の規模との関係から、公益目的事業の財源として実質的に寄与している金融資産は、公益目的保有財産に該当する可能性があります。
117	I-7	<p>公益目的事業比率を計算するにあたり、無償の役務の提供を認めています。極めて少額の謝礼等で役務提供をいただいた場合についても、完全に無償の場合と同様に、合理的な算定根拠を示し、且つ、役務の提供があった事実を証する書類を作成することを条件に、合理的な役務費用の金額と実際に支払った金額との差額についても公益目的事業の費用に含めることを認めるべきと思われます。ご検討ください。</p>	その他	法人が受けた役務等の提供が無償により行われた場合に限らず、低廉な対価を法人が負担した場合にも、必要対価の額との差額についてみなし費用として算入することができません。
118	I-7	<p>特定費用準備資金は、止むことを得ざる理由があれば、複数回の変更が認められるとの趣旨と理解しますが、具体的には、どの様なことを止むことを得ざる理由とするのか、例示していただきたいと思います。</p>	その他	計画していた事業が法人の意思や努力にもかかわらず、外的な要因によって変更を余儀なくされた場合は該当します。
119	I-7	<p>現行公益法人が行っている共済事業の準備金（将来の支払いに備えての積立金）は、特定費用準備資金に該当すると解してよいのか。特定費</p>	民法34条 法人	<p>保険数理計算に基づく責任準備金に該当するものは負債性引当金に準ずるものとして、遊休財産額の計算上は負債に含めて控除されます。</p>

		用準備資金に該当する事例を具体的に例示して下さい。		
120	I-7	墓園事業においては、将来発生する地震など自然災害による対策費の積立てが必要であります。この資金の活動時期は不確定ではありますが活動の蓋然性は高いと思われます。また、事業の永続性を確保するために、事業のライフステージが最終期を迎え、使用料（貸付料）収入が皆無となった場合に備えての資金保有が必要であります。この資金の活動の時期は、10年以上の極めて長期となりますが、将来の単なる備えとしての積立てではなく、確実に到来することが明らかになりリスクに対する資金であります。これらの積立て資金が、特定費用準備資金の要件に合致するものとして取り扱って下さるよう要望いたします。	民法34条 法人	地震など自然災害による対策費の積立てについては、FAQの間V-3-⑤をご参照ください。 永代使用料収入のうち将来の維持管理費に充てる分については、具体的な計画と金額の見積もりを立てて、特定費用準備資金として積立てることができます。
121	I-7	事業費と管理費の区分の中で管理費の例示として、総会や理事会の開催運営費が挙げられております。本会としては、総会及び理事会等は公益法人の根幹をなす事業と認識し、その議事録詳細は本会機関誌及びホームページで公開しているところです。 ついては、事業の根幹に係わる総会及び理事会等の役員会の事業経費は事業費と認められないのでしょうか。	民法34条 法人	公益目的事業の実施そのものと認められる会議に係る費用は公益目的事業費に算入することが可能ですが、通常の総会・評議員会・理事会の開催は法人の管理運営業務に属し、その費用は典型的な管理費です。
122	I-7	無償の職務の提供等に係る費用における不可欠とは、例えば具体的に何を認定根拠とされましようか。	民法34条 法人	無償で提供等がない場合に、法人が事業実施のためには費用を負担してでも調達しなければならない関係であるという意味であり、誰もが無料で受けられるような役務等は含みません。
123	I-7	当財団は、自然災害の被災者の生活基盤の回復及び被災地域の早期再生を一層促進するため、住宅所有者が相互扶助の精神に基づき拠出する負担金により住宅の再建等を支援す	民法34条 法人	実施までに10年を超える事業は合理的な見積もりが一般には困難な場合が多いであろうということで例として挙げたもので、10年を超える事業は一律に対象としないということ

		<p>る制度を県から受託し、運営している法人である。</p> <p>特定費用準備資金の説明中、「実施までに例えば10年の長期を越えるような事業は、積立て対象として適当ではない。」とあるが、一律に積立期間を定めるのではなく、定款で定める事業内容に基づき合理性を判断し、10年を超える期間であっても積立てを認める内容にすべきである。</p> <p>(4)に「ただし、当該法人の定款に定める事業を実施するにあたり合理的な理由があると認められる場合は、積立期間の延長又は期間を不確定にすることも認めることができる。」旨の但し書きを追加するよう要望する。</p>	<p>ではありません。事業の具体的計画、過去の実績値等に基づいて合理的に見積もることが可能な限りで、特定費用準備資金の対象とすることが可能です。</p>	
124	I-7	<p>今回の案は、以下の3点に見られるように、真実の記録のない（＝証憑書類のない）経理事務を行わせることになり、モラルハザードの契機を増やしている。</p> <p>ア. 総合的な目的を有している会費収入について、ガイドライン案一の5で示すような公益目的収入相当分を一定の仮定のもとに按分計算することは、決算段階においては必要である。しかし、特別会計を設けた場合には、これを日常の経理の中で真実の記録のない処理を行うことになる。</p> <p>イ. 入金者が異なる事業に属する債務等を一括して入金することは一般に行われている。特別会計を設けた場合にも、会計別の口座への入金をすべての入金者に徹底することは不可能である上に、振り込み手数料の過剰な負担を強いることは公益活動推進に繋がらないことから、一括入金は今後とも容認せざるを得ない。内部的に誤入金として処理することになるが、各会計に分割されての処理は真実の</p>	個人	<p>現実に会計別の口座への入金を求めるものではなく、一括して受け入れた金額のうち、予め定めた用途にしたがって法人内部の経理処理として会計別に割り振っていただくということです。</p>

		<p>記録から離れた迂遠な処理を行うことになる。</p> <p>ウ. 支出においても、予め支出が確定し難いものについて行われている仮払い金等を会計別に対応することは、特別会計を設けない場合に比較して余裕のある仮払いを行うことになる。</p>		
125	I-7	<p>1. 「認定規則第5条第3項第3号の「書類」に記載する。」の「書類」とは、具体的にどのような書類に記載し、申請することとなるのか。</p> <p>2. 「認定後においては、認定規則第28条第1項第2号の「運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」に実績値に記載する。」の「書類」とは、具体的にどのような書類に記載し、提出することとなるのか。</p> <p>3. 無償の役務提供について、「市場価値」を有するものとあるが、どのような市場価値を示しているのか。例えば、各都道府県毎に定めている最低賃金が目安となるのか。</p>	個人	<p>1. 2. 書類については、現在検討中です。</p> <p>3. 法人が受けた役務等について、一般に利用可能な単価表があればそれでよく、特に客観的な指標がない場合には、役務提供地の最低賃金を算定の根拠として使うことができます。</p>
126	I-7	<p>事業費に含むことができる例示に常勤監事の報酬を按分することができる旨加えること。</p> <p>非常勤でない監事が日常の業務として、事業の実施状況を監査・指導する場合、事業費に報酬の一部を按分できるように表現に追加すべきである。(非常勤の外部役員の報酬は、事業費には按分しない。)</p>	民法34条 法人	<p>事業費に含むことができる理事報酬は、事業に従事する専務理事、業務執行理事などの理事報酬を想定しています。監事の職務である監査業務は法人の管理運営業務に属することから、常勤、非常勤を問わず監事としての報酬は事業費に配賦する対象にはなりません。</p>
127	I-7	<p>当団体では収入の大半が会費から成り立っており、また当団体が主催する公益事業においても会員が無償で運営をしております。この場合認定規則第17条が当てはまるのか。</p>	民法34条 法人	<p>無償で提供等がない場合に、法人が事業実施のためには費用を負担してでも調達しなければならないものであれば該当します。</p>
128	I-7	<p>「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦について、法人独自の基準を用いてよいことを明記すべき。</p>	民法34条 法人	<p>FAQの問V-3-②をご参照ください。</p>

129	I-7	他団体との協働による事業について、当団体では実現の意思があるが実現の見込みが不明確な場合、予算に計上してよいものかどうか判断できない。	民法34条 法人	実現可能性の低い事業について特定費用準備資金を積み立て、結果として当該事業を行わなかった時には、資金は全額取崩しとなり、取崩し時の公益目的事業比率については取崩し金額を事業費から控除して計算することになりますので注意が必要です。
130	I-7	無償の役務提供等に係る費用額における「必要対価の額」とは、例えば医師による医療相談、建築士による住宅診断等の専門職による事業の場合の時間単価は、一般に比べてそれ相応に高く設定してよいという趣旨か。	その他	法人が、当該役務等の提供を受けることに対して通常負担する額であり、その旨をガイドライン（案）で明確化します。専門家が専門サービスを提供した場合には専門サービスとしての金額ですし、単純作業に従事した場合には、当該作業に見合う金額になります。
131	I-7	認定規則第16条にいう「自己の所有する土地を使用した場合には…当該土地の使用当たり実際に負担した費用の額を控除」とあるが、「当該（自己が所有する）土地の使用に当たり実際に負担した費用」とは、具体的にはどのような費用を想定しているのか。	その他	例えば固定資産税が考えられます。
132	I-7 I-8	資産取得資金について、積立が10年を超える建物等の修繕積立金、建て替え等の建物建設積立金等を認容することができないか。	民法34条 法人	建物修繕積立金は、公益目的保有財産又は公益目的事業に必要なその他の業務に係る財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金の対象となり得ます。
133	I-8	1. 遊休財産額の保有の制限について、例えば、財団法人が、基本財産又は特定資産を有価証券で運用していて、その果実（クーポン収入等）で全ての事業費、管理費を賄っている法人は数多くありますが、この場合は、同一銘柄のポートフォリオを1号財産、2号財産と区分けすることは難しいし、意味がないと思われます。この不都合を払拭する必要があるのではないのでしょうか。 そもそも、公益目的保有財産は、公益目的事業財産であり、公益目	その他	1. 運用が1本で行われているものを区分して運用することを求めているものではありません。貸借対照表等の表示で区分してもらえば結構です。また、ある財産を公益目的保有財産とすると、その財産から生じる果実は公益目的事業費以外の費用（例えば管理費）に充てることができなくなることにご注意が必要です。 2. 認定法では公益目的事業費と管理費とを明確に区別しており、公益目的事業しか行っていない法人について管理費の財源を考える必

		<p>的事業財産は「公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない」（公益認定法第18条）とされております。この「公益目的事業」費用には、事業費のみならず管理費も対象となるのではないのでしょうか。</p> <p>2. 公益目的事業財産について、「適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産には含まれないものと整理することができる。」の意味がよくわかりません。公益目的事業財産の管理会計上、「適正な範囲内の管理費相当額」を除いて良いとの事でしょうか、なぜでしょうか。そもそも、公益目的事業財産は、上記(2)のとおり、「その使用又は処分」には、管理費も含めているのではないのですか。</p> <p>公益目的事業財産に全額を計上し、その中から「管理費相当額」に使用、又は「処分」すれば、その使用額、又は処分量が公益目的事業財産額から控除されるのではないのでしょうか。</p>		<p>要があることからガイドラインで示したものです。「適正な範囲」については、事業管理費や共通費用を事業費に配賦してもなお残る一般管理費が対象であり、同種同規模の法人において通常生ずべき範囲です。特例民法法人においては、従来計上してきた費用額が一つの目安になります。</p>
134	I - 8	<p>財団法人の現行基本財産の引継ぎについての重要課題に関し、一般社団・財団法人法第152条2項では、設立時の拠出財産は300万円以上とされているが、現行の財団法人は基本財産として相当な資金を有しているものが多い。平成8年9月の「公益法人等の指導監督基準」（関係閣僚会議）に従い、基本財産として預金、有価証券等の資金として数千万円から数十億円に至る基本財産を有しており、その増加、処分、担保差入れは、所轄庁の認可を要するとなっている。そこで、公益認定申請時に当たり、このような基本財産をどのようにすればよいのか指示されたい。また、社団法人が自主的に寄</p>	その他	<p>FAQの間VI-3-①をご参照ください。</p>

		附財産及び内部留保資金の基本財産については、どのようにしたらよいか指示されたい。		
135	I-8	新制度では次年度のために収められた会費（前受会費）は、保有資産にカウントされるのかどうかお教えいただきたい。	その他	前受会費が現預金に計上されていても、遊休財産額は資産から負債を控除して計算しますので、遊休財産額には含まれません。
136	I-8	銀行預金等の金融資産は、社団法人においても基本財産又は特定資産とすることにより、遊休財産額から除外されるのか。	民法34条 法人	財団法人の基本財産又は運用財産のように、その運用益によって公益目的事業を実施する場合など、その果実とその果実を充てる公益目的事業の財源として実質的に寄与している金融資産は、公益目的保有財産として経理し、遊休財産額から控除できる可能性があります。
137	I-8	<p>現在当財団は基金を持っていますが、新法では第16条で上限（一年間の事業費程度）の規定があり、これを越えると基金が遊休資産と見なされるように読めます。遊休財産と見なされると、事業費比率が大幅に減少して50%条項をパスすることができません。</p> <p>当財団のように、補助金が無く基本財産の利息のみで運営する財団では、経済情勢の変動の影響をまろに受けるので、かなりの基金を持っていないと、長期にわたる安定な運営が保障されません。基金の上限が事業費の1年程度というのは、いかにも少なく上限をはずすか、事業費の数分程度に直して頂く必要があるとおもいます。</p> <p>現に当財団では、十数年前に基本財産として4%程度の10年の市債県債などを購入し、その利子で運用していましたが、満期を迎えた、数年前には国債は1.4%程度になり、運用に多大な影響が出て苦労し、基金を置くことにした経緯があります。</p>	民法34条 法人	<p>財団法人の基本財産又は運用財産のように、その運用益によって公益目的事業を実施する場合など、その果実とその果実を充てる公益目的事業の財源として実質的に寄与している金融資産は、公益目的保有財産として経理し、遊休財産額から控除できる可能性があります。</p> <p>なお、ある財産が遊休財産額に含まれるかどうかと公益目的事業比率とは直接は関係しません。</p>
138	I-8	他の事業との共有財産について、公益目的事業分の物理的な特定が困	民法34条 法人	土地や建物が物理的に区分できない場合には、全体を公益目的保有財

		<p>難な場合には、一の事業の資産として確定することとなっているが、例えば、土地や建物について、公益目的保有財産に区分することでもよいか。</p>		<p>産として位置づけ、減価償却費、保険料など財産に係る費用は、使用割合など適正な基準に基づいて各事業費に計上することになります。</p>
139	I-8	<p>公益目的保有財産については、「断続的であっても、長期間継続して使用している場合は継続して用に供するものとする。」とあるが、「断続的」とはどのような状態をいうのか。断続している間に他の目的に使用することは可能なのか。「長期間」とはどの程度の期間をいうのか。「断続的」に「長期間継続して使用」とは、具体的にどのような状態をいうのか。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>年間のうち限られた期間しか使用しないが、いつでも使用できる状態で保有しており、毎年、使用する場合は考えられます。公益目的事業の用に供していない空き時間に他の目的に使用することを排除するものではありません。</p>
140	I-8	<p>「特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金」（認定規則22条3項3号）について、個別に貸借対照表の科目名を付けて管理すべきではないか。</p> <p>また、「負債性引当金に準ずる内容の準備金は、遊休財産額の計算では引当金と同様の取扱いとする」とされているが、これは、引当金に計上していない場合に控除対象財産にしていいという意味か。これは、貸借対照表の勘定科目において、特定費用準備資金以外の準備金の設定が広く認められるとの趣旨か。具体的な事例としてどのようなものが考えられるか。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>資産取得資金については、認定規則第22条第4項により特定費用準備資金に係る同第18条第3項が準用され、同項中第2号「他の資金と明確に区分して管理されていること」という要件を満たす必要があるため、特定費用準備資金同様に、貸借対照表上の特定資産として計上されることを予定しています。</p> <p>負債性引当金に準ずる内容の準備金とは、例えば、保険数理計算に基づいて計上される責任準備金を想定しています。</p>
141	I-8	<p>資産取得資金について、その積立及び取崩しに関し、次のような取扱いとなることを、ガイドラインにおいて明確にしていきたい。</p> <p>ア 公益目的事業のみを実施する法人にあっては、この資金の各期における積立て額の上限は、各資金の積立て限度額（必要な最低額）から前期末の当該資金の残高を控除した額となること。</p> <p>イ 例えば、ある年度において、公</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>資産取得資金を運転資金に流用した場合、目的外取り崩しとなり全額取り崩されることになります。そのため資産取得資金は、法人全体の資金繰りに支障をきたさない範囲で、具体的な計画や目的をもって利用していただくことが重要です。</p>

		<p>益目的事業実施のための給与や外部への支払いに支障を来し、借入金を余儀なくされる場合において、この資金の残高から必要額（借入しようとする金額）を取崩すようなケースについては、認定法施行規則第22条第4項で準用される同規則第18条第4項第3号の「正当な理由」に該当すること（従って、この資金の残高全額の取崩しをしなくてもよいものであること）。</p>		
142	I-8	<p>寄付金を受け入れる場合、必ず用途の指定を受けなければなりませんか。（認定規則第22条第3項第5号関連）基本財産或いは新規事業立ち上げの基金を指定するなど特別のほかは、指定を受けても財産運用益等の収入と分離して管理することができません。また基本財産に偏って指定を受けると公益目的事業の実施が困難となります。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>用途の指定は義務ではありません。ただし用途の指定の有無により受け入れた財産について、認定法上は、例えば遊休財産額、公益目的取得財産残額、収支相償の計算などにおいて扱いが変わりうることに注意が必要です。</p>
143	I-8	<p>基本財産の取崩しについては、現在は、主務官庁の許可が必要ですが、新公益法人ではいかがですか。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>新たな公益法人については財産処分について行政庁の許可は求められていません。</p>
144	I-8	<p>財団事務所として保有しているマンションの1室（土地、建物）は、認定規則第22条第3項2号に該当する財産として遊休資産から除外されますか。なお、事務所には、会議室、役員室、事務室、管理スペースがあり、理事会、選考委員会等には会議室を使用するが、シンポジウム等の事業はホテル等を使用しています。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>該当すると思います。</p>
145	I-8	<p>認定規則第22条第3項第2号に関するガイドライン（案）の解説として「管理業務に充てるために保有する金融資産については、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上されるものが該当する」とありますが、これは予算書の管理費に見合う金額を利息配当として生み出す有価証券等を特定資産として保有</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>

		するという意味でしょうか。		
146	I-8	認定規則第22条第7項にある「対応負債の額」について、例示等、詳細な説明をすべきである。	その他	F A Qの問V-4-⑥をご参照ください。
147	I-8	どういものが遊休財産となるのかについての判断基準が未だ不明確であると考えます。	民法34条 法人	公益目的事業の用に供するか公益目的事業に必要なその他の業務又は活動の用に供する財産ということに尽きます。
148	I-8	ガイドラインでは2号財産は「固定資産とする。」とあるが、施行規則第22条第3項第2号では「固定資産」ではなく「財産」と定められている。 したがって、「固定資産」だけでなく、「流動資産」を含めた「資産」としていただきたい。	民法34条 法人	事業又は業務に用いる財産の範囲を画するため、金融資産であっても、基本財産や特定資産といった固定資産に経理する必要があります。
149	I-8	公益目的保有財産の物理的特定の例示としてある「建物一階介助浴室、脱衣室部分」の意味を明確にしてほしい。	民法34条 法人	その法人の財産のうち、公益目的事業の用に供する物理的な範囲を特定する場合の一つの例として示したものです。
150	I-8	「利用効率が低いため、財源確保に実質的に寄与しない固定資産は該当しない」場合の利用効率の基準を明確にしてほしい。	民法34条 法人	利用の実態や実質的な寄与度を踏まえた個別の判断になります。
151	I-8	認定規則第22条第3項第1号から第6号までの「控除対象財産」について、具体例を含め分かり易く解説していただきたい。	民法34条 法人	F A Qの問V-4-③をご参照ください。
152	I-8	会費、寄附金等で運営する公益法人は、営利法人に比べ収入が不安定であり、長期間、継続的に公益事業を実施することを可能とするよう、相応の留保財産を有することが必須である。留保資産について、一律的に厳しい制限を課されれば事業活動が行えないことも生じる。このため、公益目的のために保有する資産は、複数年にわたるものや特定の事業に限定されていないものであっても、遊休財産額から除外する控除対象財産に含めるべきである。	民法34条 法人	F A Qの問V-4-④をご参照ください。
153	I-8	「金融資産」を公益目的保有財産として保有する場合、それが、継続	その他	単に公益のために使用するとのみ定め、積み立てているだけの金融資

		して公益目的事業の用に供するために保有する財産であるかどうかの判断はどの様に行われるのですか。単に、基本財産又は特定資産として計上し、その範囲を明らかにしておけばよいものではないと考えますが、如何ですか。		産は公益目的保有財産にはなりません。 その果実とその果実を充てる公益目的事業費の規模との関係から、公益目的事業の財源として実質的に寄与している金融資産は、公益目的保有財産となり得ます。
154	I-8	遊休財産額に関し、「管理業務に充てるために保有する金融資産については、合理的な範囲内において、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上されるものが該当する。」とあるが、「合理的な範囲内」とは、具体的どの様な範囲か。	個人	事業管理費や共通費用を事業費に配賦してもなお残る一般管理費として、同種同規模の法人で通常生ずべき費用を賄える範囲です。適正な範囲内の管理費相当額を著しく超える果実を生む財産や逆に管理費の財源として実質的に寄与していない財産は合理的な範囲内とは言えません。
155	I-8	「遊休財産」から除外される「控除対象財産」に「公益目的保有財産」があるが、第18条に係わるガイドライン案第17項に「徴収した経費」については、「公益目的事業財産」に含まれない例として、「その徴収にあたり用途が定められていないもの」が挙げられている。この論旨では徴収した前受け会費は遊休財産になる。従って、(1)公益目的事業を主とすることが定款に定められており、(2)前年度決算において徴収した会費が実質的にすべて公益目的事業に費消された時等、徴収した会費が次年度に繰り越さない見込みがある場合には、徴収した前受け会費は「公益目的保有財産」とみなすことを記載すべきである。理由は、公益目的事業にその年度中に費消する財産は、社会通念によって、「公益目的保有財産」とみなすべきであるため。また、前受け会費は、貸借対照表において負債に計上されており、認定規則第22条第2項第1号により、「控除対象財産」であるため。	民法34条 法人	前受会費が現預金に計上されていても、遊休財産額は資産から負債を控除して計算しますので、遊休財産額には含まれません。
156	I-10	当財団には出捐会社から1名、その他社外から1名の監事により構成されています。規模的にも、もう1	民法34条 法人	FAQの問IV-2-②をご参照ください。

		名の監事を加える程のことが無く、かといって1名では万一のことを考えると不安です。したがって、「2名監事の場合は二分の一を超えないものである」旨を明示して欲しい。		
157	I-10	第5条11項に関して、同一企業の人数制限は理解出来ますが、同一業界の人数制限はなくなったのでしょうか。同一業界と言いましても、利害が対立していますから、公平に選任しておかないと、活動に偏りが出来てしまいます。従いまして、どうしても同一業界の人数が増えてしまうので、半数に抑えるために理事・評議員の人数を不必要に増やさなければならなくなります。	特定非営利活動法人	公益法人認定法は、人格、組織、規則などから同一性が認められる特定の団体の利益に基づいて公益法人の業務運営がなされることを回避するための基準を設けていますが、同一業界に属する者であっても同一の団体に属しない限りは、本基準の適用はありません。
158	I-10	団体のパターンに合わせて、判断の具体的な指針を示すべきである。判断する具体的な観点として、次のような事項を示していただきたい。 ① 法人格が同一の団体 → 同一の団体 ② 法人格が別でも、グループ体として同一のもの → 同一の団体 ③ 法人格がない任意団体 → 組織、規則、会費の支弁等から判断 ④ ①～③以外のもの → 個別に判断	その他	F A Q の問Ⅳ-2-①及び問Ⅳ-2-③をご参照ください。
159	I-10	「他の同一の団体」に対するの概念が捉え難く、また、政令第5条第2号口の「地方公共団体」の範囲をどのように解釈したらよいか理解し難い。例えば県なら知事部局も教育委員会等も全て含めたものとして判断するのか、また、市町村においても同様な解釈をすることになるのか。特に教育関係の都道府県単位の法人の場合、教職員は対象外としていただくことを要望する。	民法34条法人	地方公共団体については、地方公共団体単位であり、例えば都道府県であれば、知事部局や教育委員会等も全て含めて捉えます。F A Q の問Ⅳ-2-①をご参照ください。
160	I-12	一般社団・財団法人法第89条は、理事の報酬は定款もしくは社員総会の決議で理事の報酬額を定めるとされており、社員や社会への説明義務	民法34条法人	F A Q の問Ⅴ-6-①をご参照ください。

		<p>は十分果たされている。支給基準を細部に定めることで、役員個人の報酬が公になる可能性があり、個人情報保護等の観点から問題があり、案には反対である。</p> <p>そもそも補助金等を受領せず、独自の財源で事業を行う法人については、個別具体的な報酬支給基準は、私的自治に任せるべきである。仮に、支給基準を定める場合であっても、役員が当該法人の使用人として受ける財産の扱いについては、各法人の判断に任せるべきである。</p>		
161	I-12	役員報酬基準については、現在の指導（基準）の下に作成した基準を尊重してほしい。	その他	<p>現在の報酬の基準が認定法で定める要件を満たしていれば、現在の基準をお使いいただくことで結構です。</p> <p>FAQの問V-6-①をご参照ください。</p>
162	I-12	役員の報酬についてですが、日当や実費交通費は報酬に入るのか否かですが、実費交通費は入らないでしょうが、日当については明確でないので、例えば10万円（一般に高額でないと考えうる金額）程度であれば、報酬でないと言明するか、日当の金額の如何を問わず報酬かを言明してほしい。	民法34条 法人	FAQの問V-6-②、③をご参照ください。
163	I-12	役員報酬（非常勤役員のお車代を含む）の規定のモデル（定款又は別規定）を提示して頂きたい。また、「不当に高額なものとならない」範囲について示されたい。	民法34条 法人	<p>具体的な報酬等の支給の基準は、法人により異なることから、モデル支給基準を示すことは予定していません。また不当に高額かどうかは法人により異なることから、一律の基準として示すことは困難です。</p>
164	I-13	「社員の資格得喪に関する条件」について、「定款の目的に賛同して入会を希望するもの」で「理事会の承認を得たもの」が社員として入会できるというような定款になっている現行の社団法人が多いように見受けられます。公益法人認定時に、上記のような定款の団体については、社員が事実上一部の者に限られるような運用になっていないか等、実際	個人	<p>社員の資格の得喪に関する条件が不当かどうかは、定款上の社員資格に関する定めが当該法人の目的、事業内容に照らして合理的な関連性や必要性があるかどうかで判断します。</p> <p>実際の社員の属性まで見るのは、結果論であり行き過ぎと考えます。</p>

		<p>の社員の性別・年齢や属性にまで踏み込んだ情報を公益認定申請時に提出させ、審査をすべきかと思えます。</p> <p>そうしなければ、実質的な共益団体が、新法施行後も公益団体として温存されてしまうことになりかねないと考えるからです。</p>		
165	I-13	<p>移行には定款変更が必要になるので、これに備えるためにも「不当な条件」を明示しておく必要がある。(例：人種、信条、性別、社会的身分又は門地は「社員の資格の得喪」に関する不当な条件と考えられる。)</p> <p>「不当な条件」について具体例を示されたい。</p>	その他	<p>「不当な条件」かどうかは、当該法人の目的、事業内容に照らして合理的な関連性や必要性があるかどうかを個別に判断します。例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で一定の有資格者等に社員資格を限定することはあり得るため、不当な条件の具体例を示すことは困難です。</p>
166	I-13	<p>現行公益法人の中で大多数の会員を有する公益法人では、代議員制度を採用しているのが現状です。</p> <p>このたびの公益法人制度改革は、民間の団体が自発的に行う公益目的事業の実施が公益増進のために重要であるとの認識のもとに、民間の自発的な公益活動を活性化させることにあると理解しております。そうした趣旨を酌むのであれば、現行法下で事実上認められている代議員制度は当然認められるべきと考えますし、これが認められない場合、①議論の充実の維持、②会場の確保の困難性、③役員選挙における公平性の担保、④開催費用の著しい増大等の問題が生じ、社員総会を開くことは事実上不可能と言わざるを得ません。</p> <p>したがって、会員から適正に選ばれた代表者にのみ社員資格を限定することを認めるとしたうえで、その場合に認定法第5条第14号イの「不当な条件」にあたらないと判断されるための要件を、ガイドラインのな</p>	民法34条 法人	<p>FAQの間IV-3-(1)-①をご参照ください。</p>

		かでお示しいただきたい。		
167	I-13	<p>大規模法人においては、構成員全員を社員とした場合には、電磁的方法や代理人制度を利用しても短期間での総会定足数の達成は極めて困難である。また、新しい公益法人制度に係るご質問への回答において明記されているため、社員の資格得喪に係わる不当でない条件の例として、構成員から次の要件を満たす代表構成員（呼称は代議員等）を社員とする例を追加する。</p> <p>(1) 代表構成員制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）（詳細は下部規範に委任可）。</p> <p>(2) 会員は代表構成員の選出にあたり、等しく選挙権、被選挙権を有すること。</p> <p>(3) 代表構成員の選出は理事、理事会より独立して行われること。</p> <p>(4) 代議構成員が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、社員の任期が終了しないものとする。</p> <p>(5) 構成員に代表構成員と同等の情報開示請求権を付与すること。</p>	民法34条 法人	F A Qの問IV-3-(1)-①をご参照ください。
168	I-14	<p>株式を保有している場合（認定規則第4条第1号）でも無議決権株を保有している場合等は本基準を満たしていることとなるように、認定規則第4条第2号から第6号までの財産を保有している場合でも本基準を満たしていることとなる具体例を示されたい。</p>	その他	<p>どの場合でも議決権の過半数を有していない場合には本基準を満たします。</p>
169	I-14	<p>現状の例示に替えて以下を記載すべきである。</p> <p>「法人が保有株式を信託し、当該株式の議決権を有していない場合（すなわち、受託者が株式の議決権行使権限を有する場合）には、公益認定法施行令第7条の「議決権の過半数」を算定する上で、その算定対</p>	民法34条 法人	<p>法人が議決権を有していない場合とは議決権行使の指図権も有していないという意味です。</p>

		象に含まれない。』		
170	I-14	<p>公益法人認定法施行規則第4条第5号の趣旨を明確化すべきであり、以下の記載を要望する。</p> <p>「【公益法人認定法施行規則第4条第5号の趣旨】</p> <p>(1) 本基準は、法人が他の団体の事業活動を支配することを通じて、公益目的事業比率が50%以上という認定基準を潜脱することを防ぐために、他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有を制限するものです。</p> <p>(2) 公益法人が信託を通じて実質的に他の団体に関する議決権を保有している場合を想定しており、信託そのものについての意思決定に関与する場合を規定しているものではなく、信託受益権の保有（信託の活用）を須らく制限するものではありません。</p> <p>(3) 公益法人が信託を通じて実質的に他の団体に関する議決権を保有している場合、株式等の議決権を保有する信託については、信託における委託者、受益者としての権利に、他の団体の意思決定に関与することができる権利が含まれる場合が考えられるため、保有制限の対象となる財産としています。</p> <p>また、株式等を保有する場合に、当該株式等の議決権が委託者又は受益者以外のものに無条件に付与されている場合には、結果として保有制限はありません。」</p>	民法34条 法人	FAQの問V-7-①をご参照ください。
171	I-15	不可欠特定財産であるなら基本財産であるということか。	民法34条 法人	不可欠特定財産はその性質上、基本財産となります。
172	I-15	当財団は助成団体であり、対価を伴う収益事業は行わず、収入は寄付と配当・利息のみであります。収入の変動にかかわらず事業を安定的に維持する目的で他の資産とは区分して「事業実施資金」と称する特定資	民法34条 法人	金融資産は不可欠特定財産にはなりません。ご質問のような特定資産は、公益目的事業の財源として実質的に寄与している場合には公益目的保有財産として経理し、遊休財産額から控除されます。FAQの問V

		産を保有しています。この資産は、認定法第5条第16号の「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」として認められますか。（遊休財産から除外されますか。）		－4－③をご参照ください。
173	I－15	不可欠特定財産の定義について：試験研究は、人の知恵（ソフト）と試験研究施設等（ハード）が揃って成果が得られるものであります。このため、試験研究として公益目的事業を実施するための必要不可欠な土地、建物については、不可欠特定財産に該当することを明確にさせていただきたい。	民法34条 法人	不可欠特定財産は、法人にとって、その財産なくしては事業が成り立たないものであると同時に、その法人が保有又は使用することに意義がある財産に限定しています。
174	I－15	公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産には運用を目的とした金融資産も含めるべき。	民法34条 法人	法人が公益認定前から保有する不可欠特定財産は、認定取消し時等に贈与する公益目的取得財産残額から控除されます。これは当該財産と当該法人との間に固有の結びつきがあり、認定取消しに伴って法人がその財産を失うと法人の存続意義すら失うほどの財産は、引き続き当該法人に保有、使用させることが適当であることから設けられた財産類型です。金融資産は他の法人においても利用可能であることから不可欠特定財産には該当しません。
175	I－15	不可欠特定財産について、基本財産は、財団の設立の根拠であることから、基本財産を不可欠特定財産に含むべきではないか。 例えば、公益認定を取り消された場合、公益目的財産については、不可欠特定財産以外は、類似の事業を行う公益法人等に贈与する必要があり、財団の設立根拠である基本財産を贈与すると、財団法人のとして財産を失うこととなり、結果、財団を解散することが有り得ることから、基本財産も不可欠特定財産に含むべきである。	個人	FAQの問VI－3－①をご参照ください。
176	I－16	公益目的事業財産は必ずしも毎年毎年公益目的事業に支出しなければ	民法34条 法人	公益目的取得財産残額の計算は、計算書類から離れて行うものですが、

		ならない趣旨ではなく法人の資金繰りによってはこれを公益目的事業以外の支出に充てることができることを確認したい。		計算書類上、公益目的事業会計に繰入れた財産を管理費など公益目的事業以外の支出に充てることができません。
177	I-16	認定法第5条第17号トの法人について具体例を示されたい。	その他	認定法第5条第17号トに基づく認定政令第8条においては、第1号で特殊法人（株式会社を除く）、第2号で一定の要件を満たす法人を定めています。この第2号に該当する法人とは、宗教法人、特定非営利活動法人などのうち、イからホの要件を全て満たしている法人です。特定の法人を定款で定めた場合には、当該法人が要件を満たすかどうかは、公益法人において証明する必要がありますが、その法人に関する根拠法令等において各要件を満たす旨を確認できる規定があればそれでよく、相当する規定がない要件については、他の行政機関の認可、承認等から確認できることでも足りります。
178	I-17	公益法人の事業のうち、収益事業であると分けられた事業が、赤字になった場合、一時的にせよ運用収入から補填することはできないのか。そもそも制度的に収益事業の利益を公益事業に繰り入れることはありえても、逆はあり得ないことになるのか。	民法34条 法人	公益目的事業に係る収益を収益事業等に繰入れることはできません。
179	I-17	認定規則第26条第5号において「公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産」とあります。これは具体的にどのような財産を指すのか、ガイドラインで例示していただきたい。	民法34条 法人	認定規則第26条第5号は、公益目的保有財産は、法人の都合や環境の変化によって公益目的事業以外の目的に用途を変更することができますが、公益目的保有財産として一旦定めた以上は、その財産相当額は引き続き公益目的事業財産に属することを定めています。
180	I-17	「適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産には含まれないものと整理することができる」とされているが、この「適正な範囲」は法人側の常識的な判断に任されていると理解していいか。	民法34条 法人	事業管理費や共通費用を事業費に配賦してもなお残る一般管理費が対象であり、同種同規模の法人において通常生ずべき範囲です。特例民法法人においては、従来計上してきた費用額が一つの目安になります。

181	I-17	<p>特例民法法人の残余財産の一部について、新法人（一般社団・財団法人）が、特例民法法人と同種（又は同種に限定しない）の公益事業を実施している場合は、そこを残余財産の一部の帰属先として指定できると解しますが、いかがですか。</p>	民法34条 法人	<p>特例民法法人が特例民法法人である間に解散する場合の残余財産の帰属先については従前の定めによります。</p> <p>公益認定を申請する際の定款で一般社団・財団法人を帰属先に指定することはできません。FAQの問V-9-②をご参照ください。</p>
182	I-17	<p>公益目的事業財産について、「公益目的事業のみを実施する法人は、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産には含まれないものと整理することができる。」については、公益目的事業の収入の一部を管理費用に充当できることでよいのか。また、利益相償についても、管理費を含めて利益相償であればよいとのことか。</p>	個人	<p>FAQの問VI-1-③をご参照ください。</p>
183	I-17	<p>公益目的保有財産について、「管理業務に充てるために保有する金融資産については、合理的な範囲内において、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上されるものが該当する。」の「合理的な範囲内」とは、具体的にどの様な範囲か。</p>	個人	<p>ご質問の財産は公益目的保有財産ではなく、公益目的事業に必要な業務又は活動の用に供する財産として、遊休財産額から控除されます。適正な範囲内の管理費相当額を著しく超える果実を生む財産や逆に管理費の財源に実質的に寄与していない財産の指定は合理的な範囲内とは言えません。</p>
184	I-17	<p>公益事業の財源を獲得するために有価証券により利息・配当金等の資金を獲得する活動は、収益事業として把握すべきものなのでしょうか。それとも公益目的事業そのものとして把握すべきなのでしょうか。遊休資産を判定するガイドライン8に、「公益目的保有財産」の内容として金融資産が予定されており、「公益目的事業を行うために必要な収益事業等の用に供する財産」として把握すべき有価証券との区分的がよくわかりません。金融資産の運用でも公益目的事業となる場合と、財源確保の</p>	個人	<p>金融資産の運用そのものは、不特定かつ多数の者の利益の増進とは言えないことから公益目的事業にはなりません。その果実を公益目的事業費に充てる場合の、果実と当該公益目的事業費の規模との関係から、公益目的事業の財源として実質的に寄与している金融資産は、公益目的保有財産となり得ます。その果実を収益事業等に充てる場合の金融資産は、収益事業等の用に供する財産となります。</p>

		ための収益事業等となる場合が予定されているということなのでしょうか。		
185	I-18	区分経理について、受託業務の場合における括りを委託元毎にしてほしい。	その他	事業の内容に即して区分して構いません。
186	I-18	収益を伴う事業については、規模の大小、継続的事业であるかどうかにかかわらず、その事業ごとに区分経理を求められるのだろうか。	民法34条 法人	事業の規模、継続性も含めた事業の実態と重要性の原則に照らし、法人が独立した事業と認識するものは区分経理をすることになります。
187	I-18	収益事業等の区分経理は損益計算書上の区分のみに止め、貸借対照表の区分はなしとしていただきたい。	民法34条 法人	区分経理とは、正味財産増減計算書のみならず貸借対照表も含めて区分するのが本来意味するところです。ただし、小規模法人の事務負担を考慮し、収益事業等の利益の公益目的事業財産への繰り入れが利益の50%に留まる場合には、区分経理は正味財産増減計算書のみで差し支えないとしています。利益の50%を超えて繰入れる場合には、公益目的保有財産の取得支出、売却収入を含めて収支相償の計算を行うことから、貸借対照表も含め区分経理をしていただくことが必要です。
188	I-18	計算書類の作成にあたっては、損益計算書及び貸借対照表の内訳表において公益目的事業と収益事業に区分して表示することとされていますが、貸借対照表の区分表示は、事業の規模、重要性の観点から、省略することも可とさせていただきたい。	民法34条 法人	貸借対照表の区分表示は全ての法人に求めているものではなく、収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる法人を対象としています。
189	なし	現在、当会は事業活動の活性化と効果的な事業を実施するために支部等の組織を設けている。支部等の組織は、当会組織の一部を構成している。 今回、新たな公益法人に移行する場合、「定款」に支部等の“設置”“事業目的”、「運営規約」に“加入手続”“支部等の必要な事項”、「会則」に“会費”等、定める予定ですが、次の取扱いにより、公益認定に該当するよう要望いたします。	民法34条 法人	F A Qの問Ⅲ-1-①をご参照ください。

- (1) 支部等が法人組織の一部か否かの判断は、「実質的側面から判断するものとする」とし、次の条件により公益認定に該当するとすること。
- ① 規約に規定する本部・支部等関係（指揮命令権限がある）、支部等役員の選出方法、会費の徴収や支部等の費用科目の本部への合算から判断して、実質的一体性がある場合に、法人組織の一部と見なす。
 - ② 支部等の会費の徴収は、一般会員がより専門的、個別的なサービスの提供等を望む場合、その対価として支部等へ会費を納入し特別のサービスを受けるとの趣旨である。
一方、公益認定を受けるためには、不特定多数の者の利益の増進に寄与する必要があるため、支部等に属さない会員及び非会員においても、支部等の一事業毎に原価相当で必要な経費等を支払うことによって同様なサービスを受けることが出来る。
- (2) 支部等の会計処理の方法は、実質判定することとし、次の場合においても、本部と合算することを条件に認めること。
- ① 支部等が会計単位として独立している場合は、支部等それぞれの財務諸表を作成し、それぞれの支部等で承認を得た上で、本部の財務諸表に合算する。
 - ② 支部等が会計単位として独立していない場合は、月次又は年次で収支及び現金預金の残高の報告書を作成し、本部に報告を行い合算する。
 - ③ 支部等が本部からの交付金等により運営されている場合で、本部からの交付金が収入の50%

		以上であり、かつ、小規模な場合は、本部に支部等の現預金の期末残高を合算すれば足りる。		
190	なし	当財団は、小さいながら登録博物館としての博物館を運営しております。 しかしながら、予算の関係で自前のホームページをまだ立ち上げておりません。したがって、財務等の情報がインターネットで公開ができません。そういう場合は別の方法での公開を検討して下さい（館内での掲示等）。	民法34条 法人	公益法人が法令に基づいて行うこととされている情報公開は必ずしもインターネットによる必要はありません。
191	なし	特例財団法人の「定款の変更の案」（整備法102条、整備法118条）の決定方法をガイドラインに明示するか、当パブコメの回答で御教示ください。 具体的には、「定款の変更の案」を特例財団法人の理事長が自由に決定することは可能でしょうか。	個人	F A Qの問I - 2 - ①をご参照ください。
192	なし	現在本会会員約950名の直接選挙で、本会会長選挙を行っているが、このままではだめなのか。また、950名の会員が総会に一同に集まるには、会場の都合上無理なので、選挙で選ばれた代議員66名で、現在代議員会を行っているが、このままではだめなのか。	民法34条 法人	F A Qの問IV - 3 - (1) - ①をご参照ください。
193	なし	1. 記述について 総じて大変難解な文章である。特に財務関係の部分においては会計的精緻さと整合性を重視するためか、一般の申請者にとっては理解が困難である。国民の目線に立って容易に理解が可能となるよう、記述について再考していただきたい。 2. 法人の個別事情の斟酌 申請法人の事業内容、規模等については千差万別であり、実際の審査に当たっては画一的に本ガイドラインを適用するものではなく、個別事情も十分斟酌する場合があ	民法34条 法人	1. 申請にあたっての手引は現在、検討中です。 2. 認定は個々の法人毎に行うこととなりますが、今回の制度改革の骨子は、主務官庁制の廃止による裁量行政の排除と法律で定められた客観的な認定基準に基づく処分（認定）です。

		<p>ることを明確に打ち出していただきたい。</p> <p>このため、例えばガイドライン「1 公益法人認定法第5条等について」の冒頭の箇所において、審査当局は本ガイドラインを一つの判断基準としつつも、「個別事情も十分考慮し柔軟に対応する場合がある」旨のメッセージを明確にしていきたい。</p>		
194	なし	<p>公益社団法人の要件として、法人の規模（事業規模、会員数、事務局員数等）が小さい等を理由として対象外とすることはあるのか？</p>	その他の非営利法人	法人の規模そのものを問う認定基準はありません。
195	なし	<p>認定規則28条1項2号及び38条2号（事業活動概要の数値等）事務所に備え置くべき等とされている「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」（28条）及び「（これらの）事項及び数値の計算の明細」について、その内容を具体的に明示して頂きたい。</p>	民法34条法人	書類については、現在検討中です。
196	なし	<p>認定規則第5条2項3号（認定申請書類）の規定「事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類」とは、①「（事業計画書及び収支予算書）に記載された予算の基礎……」と読むのか、又は②「事業計画書の基礎及び収支予算書に記載された予算の基礎……」と読むのか、教えてください。</p>	民法34条法人	「（事業計画書及び収支予算書）に記載された予算の基礎」です。
197	なし	<p>認定規則第5条第3項第4号の規定により作成する理事等に暴力団員等4項目の欠格事由がないことを説明した書類には、何らかの証明が求められますか。就任要請の際、4項目について、本人の誓約書の提出を求めるのでしょうか。本人申告の略歴書、社会的地位から推察可能ではないのでしょうか。</p>	民法34条法人	FAQの問Ⅶ-①をご参照ください。
198	なし	<p>当該「公益認定等ガイドライン</p>	その他	「公益認定等ガイドライン」は、

		<p>(案)」が行政手続法上の審査基準に該当するものかどうか不明であるが、県版ガイドラインの作成を検討するに当たって、当該「公益認定等ガイドライン (案)」の法的性格を明らかにしていただく必要があるため、その法的性格を明記すべきと考える。</p>		<p>公益認定等委員会（諮問機関）が定めるものですが、行政庁である内閣府において、「公益認定等ガイドライン」を行政手続法第2条第8号口の審査基準として定めています。</p>
199	なし	<p>5年間の移行期間中は、移行申請を複数回行うことが認められているが、その審査期間が長期にわたれば、再申請までの猶予期間が短くなる。特例民法法人が円滑に移行するためには、標準処理期間を踏まえて、公益認定あるいは一般法人への移行スケジュールを定める必要がある。</p> <p>ついては、公益認定の申請あるいは一般法人への移行認可申請について、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を定めていただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>F A Q の問 I - 6 - ① をご参照ください。</p>
200	なし	<p>暫定予算について、従来の公益法人制度においては、定款又は寄附行為に規定することで、その編成が認められていたが、新たな公益法人制度においても、暫定予算編成の取扱を認めるべきである。</p>	民法34条 法人	<p>公益法人は、行政庁に対し毎事業年度開始の日の前日までに提出しなければならない収支予算書は理事会の承認を受けたものであれば足り、社員総会又は評議員会の承認は要しません（認定規則第37条）。補正予算については、F A Q の問 VI - 5 - ③ をご参照ください。</p>

別添2 「整備法第119条に規定する公益目的支出計画等について」に関する意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	Ⅱ-1	公益目的支出計画に記載する実施事業は、法人が定款で定め実施している事業のうちから、法人が自ら選択した事業について「適正」であることの確認を行うようにされることを要望する。	民法34条 法人	実施事業については、法人が自ら選択することが可能です。ただし、法人が選択した事業が適正か否かについては、ガイドラインに示した要件を満たす必要があります。
2	Ⅱ-1	公益目的支出計画の実施期間については、法人関係者の意思を尊重して定めた期間を認めることとしており、法人に任されているものと判断されるので、「ただし書き」は削除されたい。	民法34条 法人	「ただし書き」については削除しません。FAQの問X-1-④をご参照ください。
3	Ⅱ-1	公益目的支出計画の実施期間について、「明らかに法人の実施事業の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是正を求めることもあり得る」とあるが、この「不相応に長期」とはどのような場合を想定しているのか。	民法34条 法人	公益目的支出計画の実施期間について「不相応に長期であると考えられる場合」とは、法人の実情により一概には申せませんが、例えば法人として今まで行ってきた公益に関する事業の実施規模（額）と比較して、公益目的支出計画における実施事業の規模（額）が極めて低い場合に、そのようにせざるを得ない特段の事由がないときには、是正を求めることもあり得ます。なお、本件については、個別法人毎の事情を丁寧に勘案して判断されるべきものであり、一律の基準には馴染まないと考えます。
4	Ⅱ-1 (1)	公益目的支出計画に記載する実施事業等について、法人事業のうち、どの事業を実施事業とするかの選別は、法人の自主判断に任せる旨、規定していただきたい。	民法34条 法人	公益目的支出計画に記載する実施事業について、どの事業を実施事業とするかの選択は法人の自主判断となります。ただし、実施事業として認められるためには、当該事業が定款で定められ、ガイドラインに示した要件を満たす必要があります。FAQの問X-2-④をご参照ください。
5	Ⅱ-1 (1)	公益目的支出計画に記載する事業の区分方法について「収益事業や共益的事业など実施事業に該当しない部分が含まれている場合にはこれを	民法34条 法人	公益目的支出計画に記載する事業の選択については法人の判断に委ねられていますが、その事業の中に収益事業や共益的事业など実施事業に

		区分し、実施事業に該当する部分について記述することを要する。」とあるがこれを削除願いたい。		該当しない事業が含まれていると、実施事業の規模が確定できなくなります。このため、実施事業とその他の事業を区分し、実施事業に該当する部分について、公益目的支出計画に記載していただくことが必要です。
6	II-1 (1)iii	<p>従前公益法人が、旧主務官庁下で公益事業と位置付けられて実施していた「共益事業」は、整備法第119条第2項第1号ハに該当する実施事業として認められ得ると理解している。</p> <p>しかしながら、当該条文及び関係内閣府令第69号(平成19年9月7日)第15条のいずれにおいても「～不特定多数の者の利益～」と厳格に規定されているため、「共益事業」(不特定多数ではなく限定された範囲の者の利益)は条文上認められないのではないかという疑問が生じるので、明らかにされたい。</p>	民法34条 法人	<p>法人が従来から実施している事業が整備法第119条第2項第1号の「ハ」に該当するかについては、原則として旧主務官庁の意見を尊重することとしています。しかしながら、現行の「指導監督基準」において、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でないと考えられています。</p> <p>(1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの</p> <p>(2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの</p> <p>(3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの</p> <p>このため、ご質問にある「共益事業」が上記に該当する場合には、旧主務官庁の意見にかかわらず、実施事業として認められないこともあり得ます。本件については、FAQの間X-2-③をご参照ください。</p>
7	II-1 (1)iii	公益目的財産額の算定に際しては、解散した場合の残余財産の額を前提としているが、全財産ベースであるので、収益事業目的の財産や私的な財産も公益目的財産に組み入れることになるが、私有財産の尊重の観点から問題があると考えられる。	民法34条 法人	公益目的財産額は、整備法第119条第1項において整備法第45条の認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当する額として規定しております。FAQの間X-1-②をご参照ください。
8	II-1 (1)iii	現在法人が実施している事業であって、定款又は寄附行為において位置づけがなされていない事業については、公益目的支出計画上どのよ	民法34条 法人	公益目的支出計画に記載する実施事業については、定款に位置づけられていることが必要となります。このため、現在定款に位置づけがない

		うな扱いになるのか。		事業について実施事業とすることを お考えであれば、定款に位置づけて いただく必要があります。
9	Ⅱ－1 (1)iii	現在公益法人が旧主務官庁の指導 監督下で実施している事業を公益目 的支出計画に記載できる事業として 全て認めるべきである。	その他	F A Qの問X－2－③をご参照く ださい。
10	Ⅱ－1 (1)iii	旧主務官庁が「公益」と認める事 業について、「指導監督基準等」で 公益性が否定されることがあるとは 考えられないがどうか。	民法34条 法人	指導監督基準等により公益に関す る事業としてはふさわしくないとさ れた事業に相当すると考えられる場 合には、旧主務官庁の意見にかかわ らず、実施事業として認められない こともあり得ます。本件については、 F A Qの問X－2－③をご参照くだ さい。
11	Ⅱ－1 (1)iii	「指導監督基準等」とは、現行の「公 益法人の設立許可及び指導監督基準 (閣議決定)」、「同運用指針」の ことか。	民法34条 法人	「指導監督基準等」については、 ご質問にあるように現行の「公益法 人の設立許可及び指導監督基準」及 び「公益法人の設立許可及び指導監 督基準の運用指針」のことを意味し ています。
12	Ⅱ－1 (4)①	公益目的財産額から控除すること とされている「貸借対照表の純資産 の部に計上すべきもののうち支出又 は保全が義務付けられていると認め られるものの額」に、「実施事業（整 備規則第16条第1号）以外の事業に 使用する資産の額」を計上すること を認めていただきたい。	民法34条 法人	公益目的財産額は、整備法第119 条第1項において整備法第45条の認 可を受けたときに解散するものとし た場合における残余財産の額に相当 する額としており、ご指摘のような 資産を純資産の額から減算し、公益 目的財産額から除外することは、法 の趣旨からできません。
13	Ⅱ－1 (4)①	公益目的財産額の算定から控除で きるものとして法令等により設定す ることが要請されている「会費等の 積み立てによる準備金等」があるが、 会計処理で認められている引当金及 び積立金（施設修繕積立金等）につ いても認められるべきである。	民法34条 法人	F A Qの問X－3－①をご参照く ださい。 「会計処理で認められている引当 金」については、引当金勘定に繰入 れ（費用処理）し、負債の部に計上 するものであることから、公益目的 財産額の算定から除外することとし ているところです。「積立金（施設 修繕積立金等）」についても、引当 金の要件を満たすものであれば、引 当金に準ずるものとして取り扱うこ ととなります。
14	Ⅱ－1 (4)①	負債計上されていない建設引当資 産や修繕引当資産、今後も継続事業	民法34条 法人	法制度上は公益目的財産額につい ては、法人が認可を受けたときに解

		として実施していくための事業準備金等についても、引当金と同様に公益目的財産額の算定から除くことができることとすべきではないか。		散するものとした場合の残余財産に相当する額となっています。この趣旨から、原則として継続事業として実施するための事前準備金等は公益目的財産額から控除することはできません。ただし、負債計上されていないものでも、法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されている準備金等については、法人に将来の支出を義務付けているものであるため、公益目的財産額の算定から控除できることとしています。FAQの間X-3-①をご参照ください。
15	II-1 (4)①	法人において合理的な算定根拠を示すことが可能な場合は公益目的財産額の算定から控除できる、とあるがこの「合理的な算定根拠」とは、何か。	その他	「合理的な算定根拠」とは、支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額の算定方法及びその根拠等を記載した書類のことです。なお、支出等を義務付けている根拠となる法令、通達、通知を別途申請書類に添付していただくこととなります。
16	II-1 (4)①	特定保険業を実施している特例民法法人が特定少額短期保険業者（一般財団法人）への登録を申請する場合、契約者への支払いに備えて保有する準備金（資金）は、「引当金に準ずるもの」として公益目的財産額の算定から控除されるのか否か。	民法34条 法人	FAQの間X-3-①をご参照ください。 「契約者への支払いに備えて保有する準備金（資金）」については、例えば、特定の業種について特別の法令によって計上することが要請されている準備金であって、負債として計上されている場合には、引当金に準ずるものとして取り扱うこととなります。
17	II-1 (4)① i	公益目的財産額の算定における土地の評価方法に関して、「継続して使用されることを前提に算定した額」とあるが、これは具体的にどのようなことを想定しているのか。	民法34条 法人	「当該資産が継続して使用されることを前提に算定した額」については、法人が一般社団・財団法人に移行した後も、解散をするのではなく、従前と同様の活動を行うということをも前提にして算定した額ということです。詳しくは、追って、FAQにおいて明らかにします。
18	II-1 (4)① i	土地の評価方法について、固定資産税評価額そのものを土地の評価額とすることはできるのか。	その他	土地の評価方法については固定資産税評価額自体をその評価額とすることは可能です。そのことを明確に

				するためガイドラインを修正しました。
19	II-1 (4)① i	土地と建物を一体として評価する場合に、法人の経理事務を適切に実施する観点から、土地と建物に係る評価額を区分して移行認可申請時の申請書に記述することも認められるのか。	その他	ガイドラインに「土地及び建物を一体として評価する場合であっても、土地に係る算定額と建物に係る算定額を区分することが可能な場合は、それらを区分して申請することができる。」旨追記しました。
20	II-1 (4)① iii	公益目的財産額の算定に関し、有価証券の評価方法について記載があるが、有価証券については上場されている場合であっても常時市場価格は変動していることから、①いつの時点でもって評価するのか、②申請後大幅に価格が変動した場合（特に下落した場合）の修正について、運用上の扱いを明確にいただきたい。	その他	公益目的財産額については、移行認可の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の末日を算定日として算定をさせていただきます。 ただし、一般法人への移行の登記日をもって一般法人としての初年度が開始されますが、法人が当該登記をした日の前日、すなわち、前事業年度の最終日において、再度、公益目的財産額の算定を行うことを可能とします。
21	II-1 (4)① iii	有価証券の評価方法について、満期保有目的の債券については、償却原価法を採用すべきである。	民法34条 法人	満期保有目的の債券について、市場性があるものは、市場価格を用いた時価評価をしていただきます。 市場性がなく評価が困難な場合であれば取得価額又は帳簿価額での評価ができます。その際に、お手元の満期保有目的の債券につき、償却原価法を採用されている場合には、当該帳簿価額を活用していただいて結構です。
22	II-1 (4)① iv	美術品等その他の資産の評価方法について ① 美術品等その他の資産の評価については、法人側から当該資産の帳簿価額と時価を提示させ、その差額が「著しく多額で」ない場合は、帳簿価額とすることを認める、との内容に変更すべきである。 ② 「著しく多額である」範囲について示すべきである。	その他	公益目的財産額の算定に必要な資産の評価に当たっては、移行の申請を行う法人に過大な負担をかけることは適当でないと考えられるため、移行した後も引き続き実施事業に美術品等を使用する場合には簿価とすることを認めることとしています。美術品等の帳簿価額と時価との差額が「著しく多額である」かどうかの判断についても、法人の判断に委ねることとしています。ただし、継続的に実施事業に使用する予定がないもの、売却予定があるものは原則として時価評価することとしています。

				ここで、法人が当該美術品等を継続して実施事業のために使用すると申請した場合において、実際には移行後売却してしまうなどのことをすると、虚偽申請とみなされ認可を取消されることがありますのでご注意ください。
23	II - 1 (4)② i	整備法施行規則第16条第1項に規定する「実施事業に係る事業費」について、「実施事業の目的のために要する費用とする。」とされているが、以下の額はこれに該当するか、確認したい。 ① 無報酬で事業に参加した者の人件費相当額 ② 法人が所有する土地を仮に賃借していたならば支払っていたであろう借地料相当額	民法34条 法人	①及び②については、実施事業に係る事業費として認められません。これは整備法上、公益目的支出計画は、本来公益目的に消費すべき財産（公益目的財産額）について継続的に実際に消費することを求めているためです。FAQの間X-2-②をご参照ください。
24	II - 1 (4)② ii	社団法人の会費については、法人の活動全体に賛同して支払われるものであり、用途が特定の事業に限定されているものではないので、個別実施事業の収入に含めることはできないものという解釈でよいか。	民法34条 法人	用途が特定されていない社団法人の会費については、実施事業に係る収入とはなりません（会費であっても会費規定において実施事業に係る収入と位置づけられているのであれば、当該実施事業に係る収入となります。）。
25	II - 1 (4)② ii	特定の実施事業を行うための財源を用途が特定された会費で賄う場合、収入と支出の差が僅少となり公益目的支出計画が終了しないことも考えられることから、この場合は当該会費収入は、「実施事業に係る収益」から除外することとしていただきたい。	民法34条 法人	上記24の回答をご参照ください。会費については、会費規定等において会費の用途について実施事業に充てると規定されていない場合は、当該実施事業に係る収益としないことができます。用途が特定された会費については、会費を支払っている会員の意向を確認しつつ、会費規定を修正するなど、会費の用途を特定させないようにすることも選択肢の一つです。
26	II - 1 (4)② ii	公益目的支出計画に記載できる事業に係る収入の額について、用途が特定されている積立金（基金）の運用益を当該事業に係る収入とした場合に、公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、その事業に係る収入としないことができるこ	その他	原則として用途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益、寄附金、会費等については、あくまでも当該積立金等の寄附者等の意思を尊重する観点から、実施事業に係る収益から除外することはできません。

		ととされているが、具体的にはどのような場合か。		<p>ガイドラインで示している公益目的支出計画が終了しないと予想される場合における使途が特定されている積立金（基金）の運用益の取扱いについては、当該積立金（基金）の運用益のみを財源として実施事業を行っている場合のみのことをいいます。</p> <p>これは、過去の積立金（基金）の寄附者の意思に基づき活用されている運用益について、当該寄附者が生存されていないことなどもあり得、当該寄附者の了解を得て使途の特定をはずすことができず、結果として公益目的支出計画が終了しないという不合理を防止するための特例的な措置です。</p>
27	II - 1 (4)② ii	使途が特定されている積立金（基金）の運用益を当該実施事業に係る収入とした場合に、公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、その実施事業に係る収入としないことができることとされているが、その事業の実施に際し運用益以外の収入源がある場合には、どうなるのか。	その他	<p>上記26の回答にあるように、使途の特定されている積立金（基金）の運用益を実施事業に係る収益としないことができるのは、極めて例外的な場合です。</p> <p>ご質問にあるような場合には、法人において、移行認可の申請の前にあらかじめ、関係者に説明をし理解を求めるなどして、当該積立金（基金）の運用益以外の収入源（寄附金等）について使途を特定させないという取扱いにさせていただくことや、当該実施事業の対価収益を見直すなどして支出が収入を超過するように工夫していただくことが、対応策として考えられます。</p>
28	II - 1 (4)② ii	実施事業資産が、公益目的財産額の算定時に時価評価されている場合には、当該実施事業資産の売却益の計算は売却額と帳簿価額との差額ではなく、売却額と公益目的財産額の算定時の時価評価額との差額で計算することが適切であると考えている。	その他	<p>ご指摘のとおり、時価評価資産である実施事業資産を売却した場合には、売却時における売却価額と公益目的財産額の算定日における時価とを比較し、その差額を公益目的支出計画に反映させることとなります。</p> <p>具体的には、売却益が生じた場合は当該事業年度の実施事業収入の額に算入し、売却損が生じた場合は当該事業年度の公益目的支出の額に算入</p>

				することとなります。
29	II-2	公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて、「公益目的支出計画実施期間における当該法人全体の収支の見込みを記載した書類により確認する。」とされているが、支出計画の実施期間が長期にわたる場合には、どの程度の精度の収支見込みを提出する必要があるのか。	民法34条 法人	公益目的支出計画が長期にわたるなど、正確な見通しが困難な場合の記載方法については、FAQの間X-1-③をご参照ください。
30	II-2	公益目的支出計画に記載する事業以外の事業については、実施規模の極めて小さい事業などもあり、法人すべての事業について審査をすることは不合理ではないか。主な事業について審査をするべきである。その旨をガイドラインに明記していただきたい。	その他	ご指摘の趣旨を踏まえ、ガイドラインに「申請時には、公益目的支出計画に記載する事業以外の事業について、申請をする法人の全体の事業のうち主な事業について記載することとする。」旨追記しました。これは、法人の事業全てではなく、当該法人の収支にある程度の影響を与えうる事業について審査をするという趣旨です。
31	II-2	公益目的支出計画を実施する一般法人については、公益目的支出計画の完了までは、法人の規模にかかわらず、外部監査又は監事を公認会計士もしくは税理士が務めることを義務付けるべきと考える。	その他	公益目的支出計画を実施する一般法人については、定期的に行政庁に報告書を提出することが義務付けられており、かつ、同計画の実施状況により立入検査等も行われることとなっています。一般法人に移行した法人は、同計画を確実に実施する義務を負っていますが、それ以外の点においては、他の一般法人と同様に一般法人法に基づき、内部統治の仕組みによって適切に運営されることが期待されます。 なお、一般法人法において、負債の総額が200億円以上の一般法人は、会計監査人の設置が義務付けられています。
32	なし	公益目的支出計画の策定期間が長期にわたる場合、毎年同額の実施事業を行い、公益目的財産額が同額減少するような場合には、記載を簡略化できるよう配慮願いたい。	民法34条 法人	FAQの間X-1-③をご参照ください。
33	なし	公益目的支出計画の趣旨は、運用財産はもちろん基本財産も含めこれ	民法34条 法人	公益目的支出計画の趣旨は法人の資産を零にするということを目的と

		まで蓄積した法人の資産をゼロになるまで支出計画を立てよということか。		したものではありません。詳しくは、FAQの問X-1-②をご参照ください。
34	なし	公益目的支出計画の作成方法が明確になるよう、公益目的支出計画の様式例および記載例・記載要領・作成上の留意事項等を示していただきたい。	民法34条 法人	申請書や申請の手引きは追って公表します。
35	なし	一般法人に移行する際には公益目的支出計画を作成しなければなりません。その際の事業費、管理費の取扱いについてもガイドラインにて解説いただきたい。複数の用途に供している（実施事業以外の事業にも使用している）実施事業資産の用途区分についてもお願いしたい。	その他	事業費等の取扱いについては公益認定法と同様の考え方をすることとしており、ガイドラインに「事業費に含むことができるものの取扱い」及び「実施事業資産が複数の用途に供している場合の取扱い」について追記しました。ガイドラインのIの7.の(1)、Iの8.の(2)もご参照ください。
36	なし	有価証券や不動産について、各事業年度の評価損益や減損については、公益目的支出計画に反映させなければいけないのか。	その他	移行法人が保有する「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」、「その他有価証券のうち市場価格のないもの」や「不動産」の時価が著しく下落した場合の減損については、当該減損が発生した事業年度の経常外費用に減損損失として計上され、これらが実施事業資産である場合には、整備法施行規則第16条第3号の規定により当該事業年度の公益目的支出の額に算入されます。 (注)「その他有価証券」とは、子会社株式及び関連会社株式といった明確な性格を有する株式以外の有価証券であって、売買目的又は満期保有目的といった保有目的が明確に認められない有価証券をいう。 前記以外の「売買目的有価証券」又は「その他有価証券のうち市場価格のあるもの」の評価損益については、当該評価損益が発生した事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額に算入しないこととし、これらの評価損益は、公益目的支出の額又は実施事業収入の額の計算上、その減額又は増額がされなかったも

				<p>のとみなします。</p> <p>また、当該資産の売却時において公益目的支出計画に反映させることとなります。具体的には、これらが実施事業資産である場合には、売却益が生じた場合は当該事業年度の実施事業収入の額に算入し、売却損が生じた場合は当該事業年度の公益目的支出の額に算入することとなります。</p> <p>なお、売却価額と比較する原価額は、公益目的財産額の算定日に保有していた有価証券にあつては公益目的財産額の算定日における時価であり、公益目的財産額の算定日以降に取得した有価証券にあつては取得価額となります。</p>
37	なし	上記の「評価損益」とは、法人の全ての資産について適用されるのか。	その他	<p>上記36の「評価損益」については、法人の実施事業資産に係る場合であることを明らかにするため、整備法施行規則第18条に規定していた「資産の評価損益」を、「実施事業資産の評価損益」に改めることとしました。</p>

別添3「参考（公益目的事業のチェックポイントについて）」に関する意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	第1	「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という事実認定では、過去の実績としての事実しかみないのか。	その他	事実というのは過去の実績という意味ではなく、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」としての事実があるかどうかをチェックする趣旨であり、法人が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを意図して事業目的をたてて、その目的に適した形で事業を展開しようとしているかがポイントとなります。
2	第1	「各法人の活動実態を十分に踏まえつつ、それぞれの法人の創意工夫や自主性を尊重する」とした審議の基本方針の一文を盛り込んでほしい。	民法34条 法人 その他	ご指摘の審議の基本方針は、審議全般に及ぶのは明らかであり、敢えて修文するには及ばないと考えます。
3	第2.1	公益目的事業は多種多様であるにもかかわらず、官の外郭団体が行っているような事業を事業区分としてしているのではないかと。真面目に活動している公益法人の公益目的事業かどうかの判断は、個別具体的にかつ温かい目で行われるべきである。	民法34条 法人	事業区分に掲げた事業は官との関係の有無にかかわらず、多くの法人が行っている典型的な事業について整理したものです。なお、事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることを説明するために、法人がどのような点を明らかにすればよいかを示す意義があるため示すものですので、その趣旨をご理解願います。
4	第2.1	以下の事業活動を営んでいる財団法人で、「公益目的事業」の定義（A、B）のチェックポイントについての意見。 A（別表23項目）では、3項目（一、二、九）に該当していると考えます。 しかし、B（不特定多数17項目）への該当には無理があるように思います。以下の、事業状況から考えますと、一般社会通念上からは、この分類はかなり不自然ではないかと考えます。 (1) 文化・学術講演会の開催、その記録を機関誌として発行配布 (2) 教育活動事業（寄付） (3) 威徳顕彰事業（主催及び協賛寄付）	民法34条 法人	事業区分は、法人の行う多種多様な事業の中から典型的な事業について整理したものであり、例えば、ご指摘の学術講演会、教育活動であれば「講座、セミナー、育成」、威徳顕彰事業であれば「キャンペーン、〇〇月間」に該当する可能性が高いと考えられます。なお、発行についてはFAQの問IX-②をご参照ください。

5	第2.1. (1)検査 検定	(1) 検査検定に、検診等「人」に該当する事業を追加してほしい。	民法34条 法人	「(1)検査検定」に該当する事業としては、検診とは異なる事業を考えていますが、当該事業区分を含め、適宜チェックポイントをご活用ください。
6	第2.1. (1)検査 検定	検査検定の態様として、各種計測器・測定機器の較正（校正）の事業を含むこととされるよう要望します。	民法34条 法人	「公益目的事業のチェックポイントについて」第2.1(1)検査検定をご参照ください。一定の基準に適合していることの認証までしていれば、「検査検定」に該当します。
7	第2.1. (1)検査 検定	「検査事業が一般の営利企業に門戸が開かれていることが事業の公益認定を妨げるものでない。」旨明記してほしい。	民法34条 法人	営利企業が行っているからといって公益目的事業とならないとは記述しておらず、事業の実態に応じて公益目的事業となり得ます。ただし、サービスが一般的に提供されている場合、個別事業の公益性については他の営利企業が提供するサービスといかなる点が異なっているか個別に説明いただくことがあり得ます。
8	第2.1. (1)検査 検定	申請者と直接の利害関係を有する者が関与していないことを立証するのは難しい。	個人	ご指摘のチェックポイントは審査の公正性を確保しているかをチェックするものであり、個別事案の実質的な審査に当たって当該案件の企業の役員等の直接の利害関係者を排除するための何らかの工夫を行っているかを確認する趣旨ですので、それに必要な程度の説明をしていただくこととなります。
9	第2.1. (1)検査 検定	認証に携わる人員や検査機器についての必要な能力を、申請会社側に委託してもよいのか。	個人	全ての人員・機器を保有している必要はありませんが、自らは当該事業を行う主体であると言い得る説明が必要と考えます。
10	第2.1. (2)資格 付与	各種資格試験については、全て「(2)資格付与」に該当すると考えてよいのか。	民法34条 法人	申請者の技能・技術等について、一定の水準に達しているかの試験を行い、達していれば申請者に対して資格を付与する事業であれば「資格付与」を適用して頂いてかまいません。
11	第2.1. (2)資格 付与	チェックポイントに、当該資格付与の基準を公開」とあるが、事前に公開しなければならないということか、若しくは合格発表と同時に公表すれば良いということか。	民法34条 法人	基準については、法人と利害関係を有する特定者に利益が偏らないようにするという趣旨で、公開しているかどうかをチェックするものです。この趣旨に照らして、適切な内容、

				タイミングで公表されていることが 適当と考えます。
12	第2.1. (2)資格 付与③	「③当該資格付与の機会が、一般 に開かれているか。」の(注)として、「た だし、高度な専門的知識・技能等の 資格を認定するような試験等の場合、 質を確保するため、レベル・性格等 に応じた合理的な参加の要件を定め ることは可。」を追加してほしい。	民法34条 法人	ご指摘を踏まえ、該当部分に「(注) ただし、高度な技能・技術等につい ての資格付与の場合、質を確保する ため、レベル・性格等に応じた合理 的な参加の要件を定めることは可。」 を追加します。
13	第2.1. (2)資格 付与	直接の利害関係を有する者の排除 は、審査時だけでよいのか。試験の 実施時なども対象に含めるべきでは ないのか。	個人	試験の実施については「個別審査」 に相当するものとご理解願います。
14	第2.1. (3)講座、 セミナー、 育成	一定の講座の受講者に対し、受験 のうえ資格認定を与えたその後の継 続学習・教育に資する事業（講演会、 セミナーの開催、論文等を掲載した 機関紙の発行等）は当該「講座、セ ミナー、育成」の事業区分に含まれ るか。	民法34条 法人	受講者を募り、専門的知識・技能 等の普及や人材の育成を行う事業で あれば、「講座、セミナー、育成」 を適用して頂いて構いません。「公 益目的事業のチェックポイントにつ いて」(3)講座、セミナー、育成をご 参照ください。
15	第2.1. (5)相談、 助言	「(5)相談、助言」の例示に「指導」 を追加してほしい。	民法34条 法人	別添「事業区分ごとの事業名の例」 の「相談、助言」の欄をご参照くだ さい。
16	第2.1. (6)調査、 資料収 集③	業務の実施に必要な有資格者の有 無や数をチェックするべきである。	個人	専門家が適切に関与しているかを チェックポイントとして掲げており、 ご指摘の旨に沿っているものと考え ています。なお、「公益目的事業の チェックポイントについて」【補足】 横断的注記(3)イをご参照ください。
17	第2.1. (6)調査、 資料収 集④	厳格に審査するために、当該法人 が受託した仕様書と外部委託した仕 様書を比較することにより具体的に チェックするべきである。	個人	計画段階での申請になるため、ご 指摘のような手法はなじみません。 ただし、認定された場合には、事後 の監督において、当該事業に丸投げ の実態があることが分かった場合、 認定の取消しも含めた措置をとるこ とによって、適切な運用を図りたい と考えます。
18	第2.1. (6)調査 ・資料 収集、 (7)技術 開発、	知的財産権を伴う研究で得られた 結果（中間結果）は、将来、果実を 結んで最終結果になるものであり、 最終段階で初めて公表されるもので あることに留意されたい。	民法34条 法人	「技術開発、研究開発」については、 成果が広く社会に普及することにポ イントがあり、詳細な報告書の公表 を求めるのではなく、いわゆる成 果発表や論文発表などを知的財産権 取得のタイミングなどを考慮しなが

	研究開発			ら行っていただくのが適当と考えます。
19	第2.1. (7)技術開発・研究開発	「(法人が) 知的財産権の取得を行うのが一般的である」とされているが、その次に、「成果の実用化を図る観点から、取得した知的財産権を開発者に譲渡することも認められる」を加えて頂きたい。	民法34条 法人	「知的財産権の取得を行うのが一般的である」としているが、これはご指摘の知的財産権の譲渡を排除するものではありません。ただし、特定の者に譲渡することもあり得ますが、不特定多数の者の利益の増進に寄与しないものは公益目的事業とはならないことに注意が必要です。
20	第2.1. (7)技術開発、研究開発	「技術開発、研究開発」は、原則として、その成果が社会に活用されること、とあるが、直ちには成果が社会に活用されない研究成果（基礎研究の成果など）も含むものと解釈されたい。	民法34条 法人	「技術開発、研究開発」には、貴見のとおり、直ちには社会に活用されない基礎研究等を含みます。
21	第2.1. (8)キャンペーン、〇〇月間	「要望・提案」について、事業区分として新設して頂きたい。	民法34条 法人	「公益目的事業のチェックポイントについて」第2.1(8)キャンペーン、〇〇月間をご参照ください。
22	第2.1. (II)施設の貸与	(II)施設の貸与は、地方自治体の指定管理施設にも適用されるのか。	民法34条 法人 その他	施設の貸与については、指定管理者も適用されます。 FAQの間Ⅸ-①及び間Ⅸ-③も併せてご参照ください。 なお、指定管理者の受託事業が公益目的事業に当たる場合、契約期間終了後、再度受託できない場合、公益目的事業比率が変わり得ますので注意が必要です。
23	第2.1. (II)施設の貸与	所有者の使用人として、単に管理だけしている施設管理は公益目的事業として相応しくない。	個人	事業区分「(II)施設の貸与」について公益目的事業と認めることができるのは、単なる施設管理だけでなく運営まで行っている貸与を考慮しての注記及びチェックポイントであることにご理解願います。
24	第2.1. (II)施設の貸与	「公益目的での貸与」とは、具体的にどのようなことを指すのか。当該法人の事業目的に沿った貸与であれば、該当するのか。貸与する相手が公益目的の団体であれば、基準を満たしていると考えていいのか。	民法34条 法人	ご指摘のあった点を明確にするべく「公益目的事業のチェックポイントについて」の該当部分を修正します。 なお、FAQの間Ⅸ-③もご参照ください。
25	第2.1.	(II)施設の貸与については、主とし	その他	長期間の貸与についても適用しま

	(II)施設の貸与	て時間貸しについてのものとも読めるが、長期間の貸与についても適用するのか。		す。なお、公益目的での貸与とそれ以外の貸与が並存する場合には、適宜面積に応じて按分する等により配賦した後の公益目的事業に係る費用が公益目的事業費となります。 FAQの間Ⅸ-③もご参照ください。
26	第2.1. (12)資金貸付、債務保証等	公益事業の事業対象が特定の対象者に限定されていないことを求めるのであれば、④の債務保証の場合については、保証の対象が「社員である金融機関に限定」だけでなく、「特定の金融機関に限定」という記述も加えておくべき。	特定非営利活動法人	特定の金融機関の行う融資への債務保証である場合、当該法人が当該金融機関の支配下になく、不特定多数の者を対象としている融資であれば問題は生じないと考えます。ただし、運用如何により、当該金融機関への利益の供与となるのは不適切であると考えます。
27	第2.1. (12)資金貸付、債務保証等	「債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか」は、チェックポイントとして明示するのは適切でないため、削除してほしい。	民法34条 法人	公益目的事業のチェックポイントは、これに適合しなければ直ちに公益目的事業としないという基準ではなく、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものかどうかの事実認定上の留意点です。例えば、社員である金融機関が行った融資に限定している場合、当該金融機関の業務の円滑化という側面も存在することも否めません。このため、当該事業が、どのように不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するのか、より一層充実した説明をしていただくこととなります。
28	第2.1. (12)資金貸付、債務保証等	「対象者（貸付を受ける者その他の債務者となる者）が一般に開かれているか。」については、対象者に対する事業が対象者を通じて不特定かつ多数の者の利益の増進につながっているかどうかにも着目する内容とした方がよいのではないかと。	民法34条 法人	FAQの間Ⅶ-1-①（補足2）をご参照ください。
29	第2.1. (13)助成（応募型）	助成の選考にあたって、支給対象を一定レベル以上の学生に絞り込むため、指定校からの学校推薦方式を採用した場合、指定校を選定する基準が公平・公正であれば、「公益目的事業」に該当するものと解してよいか。	民法34条 法人	個別事業が公益目的事業か否かの判断については、FAQの間Ⅶ-1-①をご参照ください。 併せて、「公益目的事業のチェックポイントについて」第2.1(13)助成（応募型）をご参照ください。

30	第2.1. (13)助成 (応募型)	「奨学金の場合には、無利息・長期分割型の貸与も含む」とあるが、有利息の場合は公益目的事業となり得ないという趣旨か。	その他	ここでは典型的なものを挙げたものであり、低利のものも含まれます。併せて、ガイドライン I 7(3)もご参照ください。
31	第2.1. (13)助成 (応募型)	助成(応募型)の「募集要領」について何らかの制約はありますか。(公募、募集先限定、自主選考など)	民法34条 法人	公募以外にも、推薦などもあり、合理的な募集方法であればかまわないと考えます。
32	第2.1. (13)助成 (応募型)	助成は、応募型に限定すべきではないのではないか。	民法34条 法人	事業区分に掲げた事業でないと公益目的事業としないというものではありません。 事業区分以外の事業については、「公益目的事業のチェックポイントについて」第2.2.上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点に沿ってチェックすることとなります。その際、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業目的をたてて、その目的に適した形で事業を展開しているかがポイントになります。
33	第2.1. (13)助成 (応募型)	例えば奨学金の場合、特定の学校の生徒・学生、特定の市町村の出身者に応募資格を限ったものがあるが、このような場合一般に開かれているといえるか。	その他	「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(3)Aをご参照ください。 併せて、FAQの間IX-④及び⑤も、ご参照ください。
34	第2.1. (14)表彰、 コンクール	「なお、部内の者に対する表彰もあるが、ここでは対象から除く」との記載があるが、どのようなケースを考えているのか。	その他	ご指摘の記述部分は、例えば、永年勤続表彰のような人事管理の一環として行われるものを対象から除くものとして考えています。
35	第2.1. (16)自主 公演	「公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているかに着目して事実認定するのが有効」とあるが、芸術文化の分野では専門家による実質的な判断が重要と考える。社会的認知度が低い実験的・先駆的な活動についても公益性を認めていくことが、芸術文化活動の健全な発展に資するものとする。	民法34条 法人	貴見のとおりであり、「本事業区分の場合、特に当該事業が認定法の別表各号(例えば「文化及び芸術の振興を目的とする事業」)に該当するかが重要であるが、実質的に判断することとなる」としているところであり、公益認定等委員会において判断することとなります。
36	第2.1. (17)主催 公演	「主催公演」の事業内容については、他団体に「協賛」することも事業に含まれるのではないかと。	民法34条 法人	公益的な活動に対して協賛を出す場合、FAQの間IX-④をご参照ください。
37	各事業	「当該事業が不特定多数の者の利	民法34条	例えば、定款の規定、事業計画書、

	区分共通	益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか」について、どのように位置づけ、明らかにしていればよいか。	法人	ホームページ、一般向けパンフレットで、事業の目的や趣旨として不特定多数の者の利益の増進に寄与する旨を記載していて、その本来的な目的として特定者への利益の誘導等を掲げていないことが考えられます。
38	第2.2	事業区分に指定管理者制度による受託を追加していただきたい。	民法34条 法人	F A Qの問Ⅸ－①をご参照ください。 なお、指定管理者の受託事業が公益目的事業に当たる場合、契約期間終了後、再度受託できない場合、公益目的事業比率が変わり得ますので注意が必要です。
39	第2.2	17事業区分以外の事業も追加してほしい。（学術向上、国政の健全な運営の確保に資する事業など）	その他	F A Qの問Ⅷ－2－①をご参照ください。
40	第2.2	事業区分に「ボランティア活動」もしくは「地域公益活動」を追加してほしい。	民法34条 法人	ボランティア活動としては、人材育成、キャンペーン等様々な活動が行われており、その活動に即した事業区分を適用していただくこととなります。
41	第2.2	学術集会や学術講演会が「公益認定等ガイドライン」チェックポイントにおいて公益目的事業としてどのように位置づけられているのか、また、認定者により判断にばらつきが生じ、ほとんど同一の事業内容で、一方は公益性が認められ、他方に認められないという事態が生じないことを担保していただきたい。	その他	別添「事業区分ごとの事業名の例」の「講座、セミナー、育成」の欄に「学術集会」及び「学術講演会」を追加します。 また、公益目的事業の判断について、国、各都道府県を通じて整合性をもって判断できるようにチェックポイントを作成したところです。
42	第2.2	「共済事業」を事業区分に追加していただき、チェックポイントを明示されることを要望します。	民法34条 法人	共済事業は、その多くが受益の機会が社団法人の社員に限定された事業となっていますが、受益の機会が特定者（例えば、社団法人の社員）に限定されている場合は原則として共益と考えられます。（現行の指導監督基準においても、特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするものは、公益法人として適当ではないとしています。） なお、いわゆる共済事業として、例えば、融資を行っている場合もあ

				りますが、その場合は「(12)資金貸付、債務保証等」をご参照ください。
43	第2.2	美術（絵画・彫刻）に関する公募団体ですが、展覧会が(1)～(7)のどの事業区分に該当するかは、文面では読み取れません。	民法34条 法人	別添「事業区分ごとの事業名の例」の「表彰、コンクール」の欄に、「展覧会」を追加します。
44	【補足】 横断的 注記(1)	一定期間に集中してキャンペーンを行い、その効果を高めるために通年で実施する啓発事業がある場合、事業としてまとめて構わないか。	民法34条 法人	F A Qの問Ⅷ－2－②をご参照ください。
45	【補足】 横断的 注記(1)	事業計画書（報告書）においては、法人自らが設定した事業名で構わないか。	民法34条 法人	事業区分の名称は法人の事業名を拘束するものではなく、対外的説明、事業計画書、事業報告書その他では法人の定めた事業名を引き続き使用していただいて構いません。
46	【補足】 横断的 注記(1)	収益事業等は明確に区分する必要があるとして、例示に博物館での売店事業や食堂事業を挙げているが、削除していただきたい。	民法34条 法人	収益を目的とした売店や食堂は、典型的な例として掲げたものです。（収益事業等以外を目的としているのであれば、その旨ご説明ください。）
47	【補足】 横断的 注記(1)	「・また、収益事業等は明確に区分する必要がある。」と記載されているが、そもそも“収益事業”が不明確な中で、これを明確に区分することは困難である。	民法34条 法人	認定法の規定上、収益事業等とは公益目的事業以外の事業のことであり、ご参照ください。
48	【補足】 横断的 注記(1)	「事業のまとめ方によっては、当該事業が複数の事業区分に該当することもあり得る。その場合、該当する複数の事業区分を適用する。」と記載されているが、運用として、主たる事業区分で代表させることで可ともしていただきたい。	民法34条 法人	F A Qの問Ⅷ－2－②をご参照ください。
49	【補足】 横断的 注記(2)	当該事業の一環として整理できる会議に要する費用はどの範囲か。	民法34条 法人	会議に係る費用（会場借料等）ですが、一回の会議で複数の案件を処理する場合、所要時間などで適宜按分してください。
50	【補足】 横断的 注記(3) ア	受益の範囲が市町村などの特定の地域に限定される場合においても、公益目的事業となり得るのか。	民法34条 法人	F A Qの問Ⅸ－⑤をご参照ください。
51	【補足】 横断的 注記(3)	横断的注記(3)アの「例」の中に、次のような事例を追加していただきたい。	その他	F A Qの問Ⅷ－1－①（補足2）をご参照ください。（現行の指導監督基準においても、特定団体の構成

	ア	「私立学校教育に携わる教職員の退職金給付事業のみを行う法人のように、対象に特定性が認められる場合であっても、退職金給付事業が学校教育を支え、実質的に学校教育の一部をなす事業であるところから、受給者が法人の会員である私立学校の教職員に限定されていても、公益目的事業としうる。」		員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするものは、公益法人として適当ではないとしています。）
52	【補足】 横断的注記(3) ア	横断的注記(3)アの『合理的な理由』の判断基準については、各法人の自主性や機動性が広く評価されるよう、きめ細かい例示等の掲載をお願いしたい。	その他	ご指摘の趣旨も考慮した結果、現時点では典型的なものを例示として掲げていることをご理解願います。
53	【補足】 横断的注記(3) ア	会員の入会資格に制限を設けず、特定の者の利益を求めることなく広く公益的な目的の下に活動している団体が、これら会員を対象として公益目的事業を行う場合は「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という要件を満たしていると解して良いか。	民法34条 法人	公益目的事業は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものである必要があります。このため、会員に対して行う事業が別表各号の公益目的に直接貢献する場合、会員に限定された事業であっても公益目的事業となる余地がありますが、一般的には外部に開かれていることが原則です。
54	【補足】 横断的注記(3) ア	会員向けサービスが結果的に「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」と考えられるものであれば、会員と非会員とで提供するサービスに差をつけることは認められるか。	民法34条 法人	会員と非会員で同じサービスを異なる料金により実施する場合は、料金に著しい格差がない限り機会が開かれているものと考えられます。一方、会員と非会員で異なるサービスを行っている場合、原則として、異なる事業を異なる者を対象に行っているものと考えべきです。
55	【補足】 横断的注記(3) ア	会員に限定した事業は全て公益目的事業ではないのか。	民法34条 法人、その他	「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(3)アをご参照ください。
56	【補足】 横断的注記(3) ア	受益の機会が一般に開かれていると判断するための、一定の数値的な基準を示されたい。	その他	受益の機会が一般に開かれているかについては、ご指摘のような数値的基準にはなじまないことをご理解願います。
57	【補足】 横断的注記(3) ア	横断的注記(3)アの「直接貢献する」を「直接・間接に貢献する」にしてほしい。	民法34条 法人	FAQの問Ⅷ-1-①（補足2）をご参照ください。
58	【補足】	横断的注記(3)アの記述は「用語の	民法34条	本体には「機会が、一般に開かれ

	横断的注記(3)ア	解説」ではなく、ガイドライン参考「公益目的事業のチェックポイントについて」の本体に記述すべきである。	法人	ているか」をチェックポイントとして掲げている事業区分が多いため、横断的注記として記述している旨、ご理解願います。
59	【補足】横断的注記(3)ア	公益目的事業のチェックポイントの【補足】横断的注記の(3)アにおいて、例の中で、「受講者が社員に限定されていても」となっていますが、「特定の有資格者等に限定されていても」とした方がいいのではないのでしょうか。	その他	例示では、特定の資格等を有する者の大半で構成される法人であり、ご指摘の趣旨を含んでいるのでご理解願います。
60	【補足】横断的注記(3)イ	専門家の関与を確認するのは何故か。	民法34条 法人	専門家の関与についてチェックを行う趣旨は、事業目的を実施するための事業の質が確保されているかを確認するためです。
61	【補足】横断的注記(3)イ	「専門家が適切に関与しているか」の用語解説のうち、「関与」の定義を明確にされたい。	民法34条 法人	専門家の関与とは、必ずしも法人で雇用している必要はなく、事業を遂行するに当たって適切な関与の方法であればよいと考えます。
62	【補足】横断的注記(3)イ	専門家とはどのような者であればよいのか。	民法34条 法人	専門家の関与についてチェックを行う趣旨は、事業目的を実現するための事業の質が確保されているかを確認するためです。 事業の内容に応じて、企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術、知見等を教育、訓練、経験等によって備えている者をいい、具体的にどのような者が適当かは、事業によって区々であることにご理解願います。
63	別添	別添の「事業区分ごとの事業名の例」に「報告書の刊行」及び「学会誌」を追加してほしい。	民法34条 法人	F A Qの問Ⅹ-②をご参照ください。
64	全体	本チェックポイントは「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の概念それ自体を定義付けるものではなく、その裏付けとなる事実認定に当たって一つの目安を示すもので、これらに該当しないと公益目的事業ではないということでは決していないことを明瞭に示していただきたい。	民法34条 法人	「公益目的事業のチェックポイントについて」第1公益目的事業のチェックポイントの性格をご参照ください。
65	全体	公益目的事業のチェックポイント自体が抽象的なので、もっと具体的	民法34条 法人	具体的に事業を指定した方がよいとのご指摘であるが、例えば、同じ

		に事業を指定した方がよい。	個人	事業名の事業であっても、事業の手法が異なれば、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであるか否かの判断が異なることをご理解願います。
66	全体	論の展開構成として、第2の1と2は、順序を逆にすべきではないか。	民法34条 法人 その他	個別の事業に照らして検討してきた結果であり、それを反映した構成をとっています。
67	全体	法律に基づく事業を専ら専門的に行っている現行の公益法人が、公益認定を受ける場合でも、合議制機関による審査対象とされるのか。	その他	F A Qの問Ⅸ－⑧をご参照ください。
68	全体	実施を予定していても、他律的な理由で実施の確実性に乏しい事業について、公益目的事業として判断することができるのか。	その他	公益目的事業かどうかの判断自体は、事業をどのように行う予定であるかの説明をもとに判断するものであり、実施の確実性に乏しい事業について判断することは可能ではありません。 このような事業を公益目的事業として認定した場合には、必要に応じて変更認定や事後の監督により対応することとなります。
69	全体	法人全体の目的を達成するために、相談、セミナー、研究開発、普及等の個々の事業を組み合わせで行っている。こうした場合、これを一まとまりとして扱うことができないか。	民法34条 法人	事業区分は、法人の行う多種多様な事業の中から典型的な事業について整理したものです。 一方、相談、セミナー、研究開発など様々な形態の事業を組み合わせ、法人の目的を達成することは一般に行われているところです。 事業の単位については、「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(1)及びF A Qの問Ⅷ－2－②をご参照ください。 なお、複数の事業を一つの事業としてまとめて申請した場合、その一部に公益性が認められなければ、当該まとめた後の事業全体が公益目的事業として認められないこともあり得ますので注意が必要です。
70	全体	「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」について「直接的に不特定かつ多数の者の利益に資する」というだけでなく、「間接的	その他	F A Qの問Ⅷ－1－①（補足2）をご参照ください。

		に結果として受益の効果が不特定かつ多数の者に及ぶ場合」も含め、広く公益性を認定するべきである。		
71	全体	「不特定多数の者の利益」について、特定の者にとっては直接利益を受けるが、不特定多数の者にとっては必ずしも恩恵を受けるということはないことがあるが、判断基準を明確にしてほしい。	個人	<p>F A Qの問Ⅷ-1-①(補足2)をご参照ください。「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という事実認定に当たっての留意点として「公益目的事業のチェックポイント」を示しておりますので、併せてご参照ください。</p> <p>なお、特定の弱者の救済(難病患者の救済)のように、現時点で受益者が特定されていても、潜在的には不特定多数の者が当該特定された弱者になる可能性がある場合には、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると認められ得ます。</p>
72	全体	公益目的事業の適否はこの不特定多数の者の「利益」の「増進」に寄与しているかどうかであるが、ここでいう「利益」「増進」について、具体的な例示をして何が「利益」でどうなることが「増進」なのかを具体的にしめすべきではないか。	民法34条 法人	<p>ご指摘の趣旨は理解します。ご指摘のような問題意識を持って「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定上の留意点として「公益目的事業のチェックポイント」を掲げていますことをご理解願います。</p>
73	全体	特定非営利活動促進法の別表第12号「情報化社会の発展を図る活動」に相当するような事業が、公益法人認定法の別表に定められていないため、「公益の増進に資する事業として、情報化社会の発展を図る事業も含まれる」点についてガイドライン等に明記してほしい。	民法34条 法人	<p>公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、認定法別表第1号～第22号までのいずれかに含まれるよう包括的に定められていると考えられますが、情報化社会の発展を通じて、別表各号のどのような公益目的を実現するのかを説明いただく必要があります。</p>
74	公益目的事業	官庁または他の公益法人からの(公益目的の)受託業務を公益事業と認めてほしい。	民法34条 法人 その他	<p>F A Qの問Ⅸ-①をご参照ください。</p>
75	公益目的事業	指定管理者については、民間とも競合し得る事業であるが、公共施設の管理を主として行っている法人について、公益認定が受けられる余地があるのか、基準に考え方を示して欲しい。	その他 個人	<p>F A Qの問Ⅸ-①をご参照ください。</p> <p>なお、指定管理者の受託事業が公益目的事業に当たる場合、契約期間終了後、再度受託できない場合、公益目的事業比率が変わり得ますので注意が必要です。</p>

76	公益目的事業	事業内容が営利企業でも行っている事業の場合における判断の考え方・留意点等についても言及されるべき。	その他	<p>F A Q の問Ⅸ－①をご参照ください。</p> <p>なお、営利企業で行うのが一般的になっているような事業の場合であっても、例えば、通常の営利企業では採算割れする等の理由で提供しないサービスのように、その法人の事業がなければ、社会的弱者等がサービスを利用することが困難となるような場合は、一般的に公益性が高いと考えられます。</p>
77	公益目的事業	病院、診療所は公益目的事業か。	その他	<p>医療行為であるからといって直ちに公益目的事業となるわけではありません。</p> <p>サービスが一般的に提供されている場合、個別事業の公益性については他の機関が提供するサービスといかなる点が異なっているか個別に説明いただくことがあり得ます。</p>
78	公益目的事業	墓地の管理は公益目的事業か。	民法34条法人	<p>F A Q の問Ⅸ－⑦をご参照ください。</p>
79	公益目的事業	「定款に定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありうる。」とは、現在、主務官庁から公益事業として認可を受けている事業は認定法においても公益目的事業として認められると解釈してよいか。	民法34条法人	<p>現在、主務官庁で認められている事業であっても、認定法の基準に適合していることの確認が必要です。</p>
80	公益目的事業	市民への公益の間に県協会というクッションがはいるので、直接、公益目的事業と認定されないのか。	民法34条法人	<p>F A Q の問Ⅷ－1－①及び問Ⅸ－④をご参照ください。</p> <p>原則は、当該法人が直接に不特定多数の者の利益の増進に寄与することを行っているかを説明していただけます。県協会を通じて行う事業の場合、それぞれ県協会の行っている事業を支援しているのであれば、当該法人が公益目的事業を行っているかが問われることとなります。全ての県協会が公益法人であり、支援する対象の事業が公益目的事業であれば、支援事業も公益目的事業として認められる可能性が高いと考えます。</p>
81	公益目的事業	複数の公益法人が共同して事業を	民法34条	<p>F A Q の問Ⅷ－1－①をご参照く</p>

	的事業	行う場合、当該事業は公益目的事業として認められるか。	法人	ださい。共同事業であっても同様です。
82	公益目的事業	施設の貸与において、先着順で誰でも利用可能としていれば公益目的事業と認めてほしい。	民法34条 法人	単に先着順で貸与するものではなく、公益目的に沿った貸与と、それ以外の場合を区別する必要があります。
83	公益目的事業	地方公共団体等を支援・補完する業務については、公益目的事業と位置付けるべきである。	その他	F A Qの問Ⅸ-①をご参照ください。
84	公益目的事業	産業団体の場合、当該産業分野の事業が健全な発達を遂げ、国民の信頼性の維持が図られることは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになることから、社員向けに実施している事業についても公益目的事業と認められるか。	民法34条 法人	F A Qの問Ⅷ-1-①（補足2）及び「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(3)アをご参照ください。
85	公益目的事業	研修の参加者を限定しているが、公益目的事業と認められるか。	民法34条 法人 その他	個別事業が公益目的事業か否かについては、F A Qの問Ⅷ-1-①をご参照ください。 なお、原則として受益の機会が公開されていることが必要です。ただし、合理的な理由がある場合には例外が認められることもあり得るため、「公益目的事業のチェックポイントについて」第2.1(3)講座、セミナー、育成②(注)及び「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(3)アをご参照ください。
86	公益目的事業	会員への教育・育成が間接的に不特定多数の者の利益の増進に寄与する場合には、会員対象の講座についても公益目的事業と認めてほしい。	民法34条 法人	F A Qの問Ⅷ-1-①（補足2）及び「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(3)アをご参照ください。
87	公益目的事業	調査結果を自ら一般に公開しない調査、資料収集は公益目的事業に当たるか。	民法34条 法人	「公益目的事業のチェックポイントについて」第2.1(6)調査、資料収集②をご参照ください。なお、受託調査についての公表の扱いについての②(注)は、受託している法人には公表するかどうかについて決める権限がないために設けたものである趣旨をご理解願います。
88	公益目的事業	チェックポイントにおける「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の、“不特定かつ多数”は、	その他	別表に位置づけられているように、国際交流は公益目的事業とされる蓋然性が高いと考えます。ただし、国

		国内のみならず、海外も含むと解釈されるが、それでよいか。その場合、海外との交流事業、国際研究集会なども公益目的事業と認めて頂きたい。		際交流の利益を受ける者が国の内外を問わず、特定者に限定される場合には公益目的事業とはならないので注意が必要です。
89	公益目的事業	他の公益法人への寄附等は公益目的事業費にならないのか。	民法34条 法人	F A Qの問Ⅸ-④をご参照ください。
90	公益目的事業	国連機関等、広く不特定多数の公益に裨益することを目的とする者への支援を目的とする事業は、支援対象が特定の者に限定されていても、公益認定の対象とする旨の基準を明確にする必要がある。	民法34条 法人	「公益目的事業のチェックポイントについて」第2.2.上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点及びF A Qの問Ⅷ-2-①、問Ⅸ-④をご参照ください。
91	公益目的事業	業界の業務運営上の統一的な基準の作成は、事業者間のバラツキを無くす等利用者の利益にも大きく貢献しているので公益目的事業としてほしい。	民法34条 法人	業界内の基準作成については、基準の性格上、業界内の秩序の形成である一方、国民の利便性の向上など利益増進を図る面もあります。会員会社とそれ以外の会社の差別化という側面もあることから、これらが公益目的事業かどうかについては、基準が公開され、会員会社以外にも活用されるなど、国民の利益にどのように貢献しているかといった総合的な観点から判断する必要があると考えます。
92	公益目的事業	公益目的の活動を行っている団体に対して協賛金等の名目で定期的に資金を提供しているが、公益目的事業としてほしい。	民法34条 法人	協賛金については、団体が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業目的をたてて、その目的に適した形で事業を展開しているかがポイントになります。
93	公益目的事業	行政機関の審議会等に代表として専門知識を有する人材を委員として派遣するとともに、法人内に検討会を設けて検討している。当該活動は公益目的事業として認めてほしい。	民法34条 法人	特定の事業の検討のための検討会で、この場合は、「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(2)をご参照ください。 検討会の成果が外部に公開され、不特定多数の者に有益な情報の提供となる場合には、「調査、資料収集」として扱うのも可能です。ただし、成果が法人内部にとどまり、外部に活用されることがない場合には、不特定多数の者の利益を増進していることにはならないと考えられます。
94	公益目的事業	公益目的事業への寄附者に対する情報提供等は、公益目的事業として	民法34条 法人	当該寄附の事業の一部として行われているような情報提供は、公益目

		ほしい。		的事業の一環と整理することが可能です。
95	公益目的事業	奨学金給付者の人数が年間20名～30名、あるいは年間2,000万～3,000万の奨学金給付を実行できない財団については、公益目的事業と認められないのか。	民法34条 法人	「公益目的事業のチェックポイントについて」(13)助成(応募型)及びFAQの間Ⅷ-1-①をご参照ください。
96	公益目的事業	シルバー人材センターが行う派遣事業は公益目的事業か。また、会員から徴収している会費は公益目的事業か否かの判断に影響するか。	民法34条 法人	個別事業が公益目的事業か否かの判断については、FAQの間Ⅷ-1-①をご参照ください。併せて、「公益目的事業のチェックポイントについて」第2.2.上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点をご参照ください。なお、公益目的事業か否かの判断に当たり、収入源及び収入額は特段関係ありません。ただし、社団法人の形式をとっている場合であって、その社員に剰余金を分配していると考えられる場合、非営利法人としては不適切であるので注意が必要です。
97	公益目的事業	船舶の航行安全等を確保するため、年間365日、船舶向けに海上保安庁等からの気象情報、射撃訓練等の情報を無線放送により周知する事業は公益目的事業か。	民法34条 法人	仮に行政機関の代行として行っている場合、FAQの間Ⅸ-①をご参照ください。 法人自らが、必要な情報が行き届かない者に当該情報を提供する事業である場合、公益目的事業の可能性が高いと考えられます。
98	公益目的事業	各県の林業公社が行っている分収林事業は、公益目的事業か。	個人	個別事業が公益目的事業か否かの判断については、FAQの間Ⅷ-1-①をご参照ください。 なお、例えば社団法人の場合、分収後の法人の収益を社員間で分配を行うなど剰余金の分配を行っている場合や、解散時に剰余財産を出資者で分配することとしている場合には、そもそも非営利法人として相応しくないということになりますのでご注意ください。
99	公益目的事業	法定の公的資格試験の運営事務は公益目的事業に当たるのか。	民法34条 法人	FAQの間Ⅸ-⑧をご参照ください。
100	公益目的事業	学校教育法に基づき認可されているものは公益目的事業ではないのか。	その他	その事業を行うに当たり法令上必要な許認可等を受けることができない

				<p>いものは公益認定を受けることができません（認定法第6条）が、許認可等を受けていれば直ちに公益目的の事業というわけではありませんのでご注意ください。</p> <p>なお、個別事業が公益目的の事業か否かの判断については、FAQの間Ⅷ-1-①をご参照ください。</p>
101	公益目的の事業	健康診断を受けた後の受診者を中心にして、栄養指導や運動指導のテーマで講座やセミナーを行う事業は公益目的の事業か。	民法34条 法人	<p>FAQの間Ⅷ-1-①及び「公益目的の事業のチェックポイントについて」第2.1(3)講座、セミナー、育成をご参照ください。</p>
102	公益目的の事業	災害・事故等の原因究明・防止策の検討といった調査活動は公益目的の事業としてほしい。	その他	<p>個別事業が公益目的の事業か否かの判断については、FAQの間Ⅷ-1-①をご参照ください。</p> <p>併せて、「公益目的の事業のチェックポイントについて」第2.1(6)調査、資料収集及びFAQの間Ⅸ-②をご参照ください。</p>
103	公益目的の事業	〇〇事業は別表〇号に該当すると考えてよいか。	その他の 非営利法人	<p>公益目的の事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、認定法別表第1号～第22号までのいずれかに含まれるよう包括的に定められていると考えられますが、事業を通じて、別表各号のどのような公益目的を実現するのかを説明いただく必要があります。</p> <p>併せて、FAQの間Ⅷ-1-①及び②をご参照ください。</p>